

nite

化学物質管理における情報の活用 ～リスク管理とリスクコミュニケーション～

令和5年2月14日（火）

nite

National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構
化学物質管理センター リスク管理課

ご不明な点がございましたら、『todokede_prtr@nite.go.jp』へお問い合わせください。

はじめに...

独立行政法人製品評価技術基盤機構 (N I T E) とは



日本の化学物質管理制度について

暴露 有害性		労働環境 (国内輸送)	消費者	環境経由	排出・ストック汚染	廃棄	危機管理	
		物理化学的 危険性	火薬類取締法 消防法 高圧ガス保安法					火薬類 取締法 高圧ガス 保安法
人の健康への影響	急性毒性	毒劇法						化学兵器 禁止法
	長期毒性	労働安全衛生法 (安衛法)	農薬取締法	農薬取締法 食品衛生法 薬機法 家庭用品品質表示法 有害物質含有家庭用品規制法 建築基準法	農薬取締法 化学物質審査規制法 (化審法) 化学物質排出把握管理促進法 (PRT法)	大気汚染防止法 水質汚濁防止法 土壌汚染対策法	廃棄物処理法等	
生活環境（動植物を含む）への影響					水銀汚染防止法			
オゾン層破壊性				オゾン層保護法	フロン排出抑制法			

NITE化学物質管理センターが法施行を支援しているもの

法律の内容にGHSに関する記載があるもの

上述以外でNITE-CHRIPに掲載しているもの

一部のみ

参考：NITEで公開しているデータベースについて

化学物質の評価と管理に必要な情報を収集、整備し、インターネットを通じて無料公開しています。

● 化学物質総合情報提供システム：NITE-CHRIP https://www.nite.go.jp/chem/chrp/chrp_se_arch/systemTop

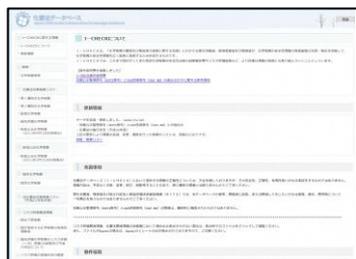


- ・約26万物質の情報を収載
- ・約90種の国内外の法規制情報や有害性情報等を収載
- ・化学物質名称、構造式、CAS番号、国内・海外法規制情報、有害性情報、リスク評価結果等の情報を調べられる

リンク

リンク

● 化審法データベース：J-CHECK



https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/top.action?request_locale=ja

- ・化審法の対象物質リストや化審法に関する物質ごとの詳細情報を収載。
- ・日本語版、英語版共に約9,500試験結果を収載。
- ・化審法試験結果、化審法リスク評価結果等を確認できる

● GHS分類結果

- ・政府が実施したGHS分類結果約4500件とその英語版を公表。

https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html



NITE-CHRIPについては、後ほどご紹介いたします！

NITE化学物質管理センターの業務

化学物質審査規制法 (化審法) 関連業務

新規化学物質の事前審査支援業務

- 新規化学物質審査
- 化学物質名称付与

化学物質のリスク評価業務

- スクリーニング評価、リスク評価等
- リスク評価等に必要な情報の整備
- リスク評価手法に係る検討

技術、科学的知見に基づく
情報の集約、発信

化学物質排出把握管理促進法 (化管法) 関連業務

- 化管法施行支援
- 化管法関連情報の収集・解析

化学兵器禁止法関連業務

- 化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い
- 国内事業者への立入検査

化学物質管理情報の整備・提供業務

- 化学物質の有害性等の情報の整備提供
- 化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備提供

法施行支援

行政

法令整備・施行
化学物質管理

化学物質管理情報提供
有害性情報
リスク評価情報等

国民

化学物質に関する
正しい理解

化学物質
管理支援

事業者

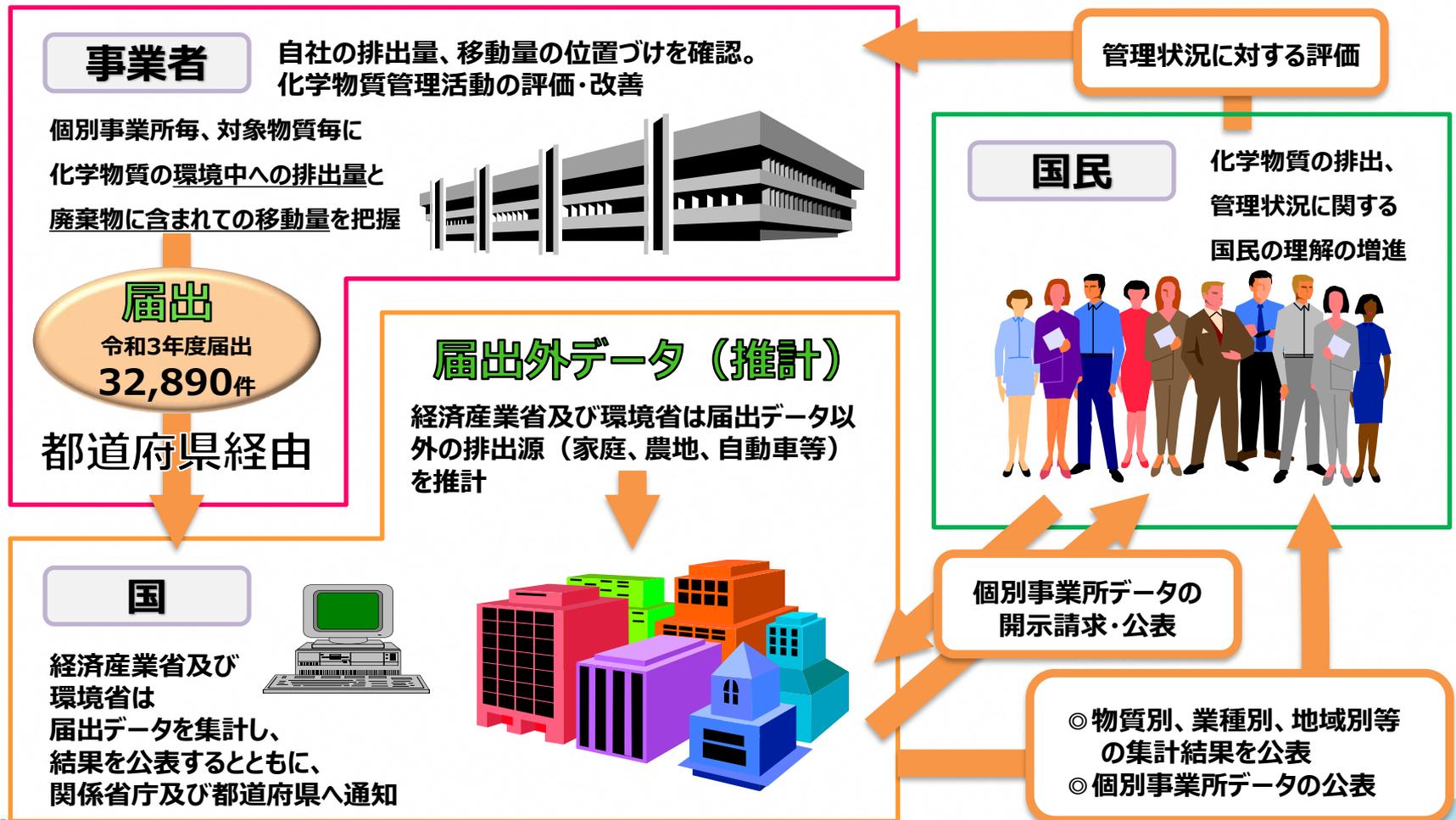
法令遵守
自主管理

相互理解

化管法の目的：事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、 環境の保全上の支障を未然に防止

その目的を果たすための化管法の二本柱が、PRTR制度とSDS制度

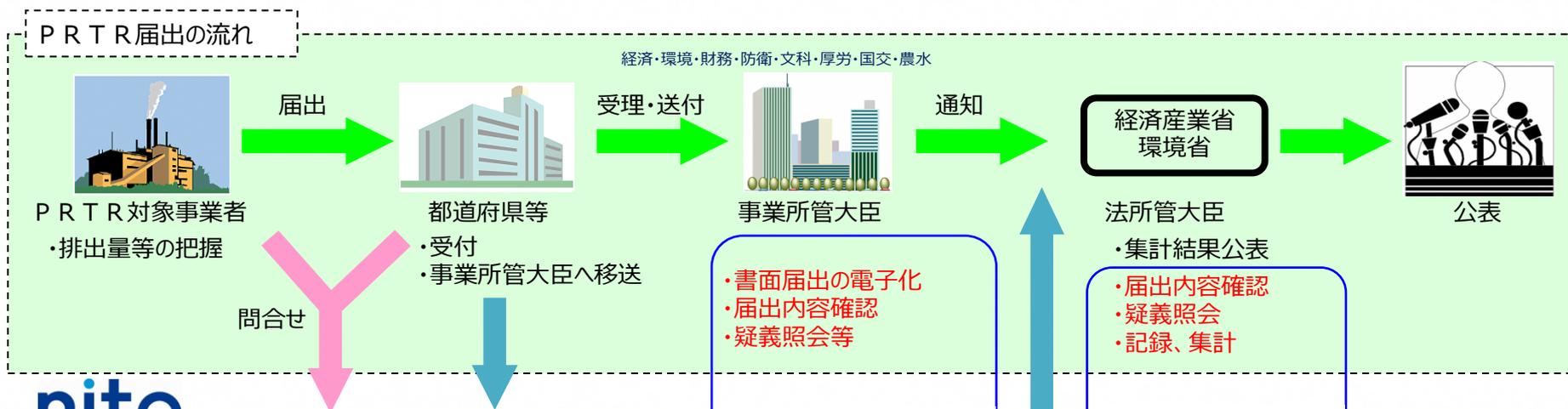
○化管法PRTR制度の体系



PRTR制度におけるNITEの役割

NITEの役割

PRTR制度に基づく届出の集計から公表に至る一連の事業を行う我が国の唯一の機関として、化管法の施行が円滑に施行できるように、以下のような業務を実施



nite

PRTR届出関係業務

- * 届出・記録・集計用電算機の維持、管理
 - ・電子届出システム、届出管理システム、ファイル記録システム（法第8条第1項の規定）、集計システム（法第8条第3項の規定）の開発、改良
 - ・システムの維持管理
- * 届出データの内容確認、電子化
 - ・事業所管大臣の依頼により届出書の受理、内容確認、電子化、届出内容の疑義照会等を実施
- * 届出データの記録・集計
- * 公表用資料案の作成

化管法の普及啓発活動

- * 問合わせ対応
 - ・届出要件、排出量算出等の技術的サポート
 - ・電子届出システム利用のためのサポート
- * 問合わせ内容の整理
 - ・質問事項のとりまとめ

化管法関連情報の収集解析

- ・リスク評価
- ・PRTRマップ（濃度マップ・排出量マップ）の作成
- ・PRTRマップデータを活用したリスク評価の実施
- ・地方自治体との連携によるリスク管理促進



化学物質管理における情報の活用 ～リスク管理とリスクコミュニケーション～

1. 化学物質の『リスク』とは

2. 化管法が制定された背景について

3. SDS制度について

4. PRTRデータの活用

(PRTRマップを使ったリスク評価について)

5. 化管法改正後の留意点

6. (参考) 便利なPRTR電子届出システムのご紹介

頭の体操：こんな化学物質は規制すべき？

DHMOの健康有害性情報

- 液体のDHMOの誤嚥(ごえん)により急性呼吸不全を生ずる。
- 経口摂取により発汗、多尿、腹部膨満感、嘔気、嘔吐、電解質異常、悪心、下痢、腹痛、頭痛を来す。大量の場合、痙攣、意識障害等の中毒症状を生じ、最悪の場合死に至る。
- 経皮曝露においても重度の熱傷の原因となり、また固体のDHMOに長時間に触れても組織傷害を生ずる。
- 高濃度の気体DHMOの吸入曝露によっても組織傷害を生ずる。

DHMOは有害な物質なので規制すべきか？

引用（NITE講座資料）：<https://www.nite.go.jp/data/000104108.pdf>

頭の体操：こんな化学物質は規制すべき？

DHMO (Dihydrogen Monoxide, 一酸化二水素)
とは
『**水 (H₂O)**』
のことである。

パラケルスス※曰く

“毒のないものなどあるだろうか？

全てのものは**毒**であり、毒のないものはない

「**それに毒がない**」と決めるのは**摂取量だけ**である”

“What is there that is not poison?

All things are poison and nothing without poison.

Solely the dose determines that a thing is not a poison.”

『**量を多く摂れば、
天然物を含む全てのものは毒である**』



※Paracelsus(1493-1541)
毒性学の父。スイス出身の
医師、化学者、錬金術師、
自然哲学者。

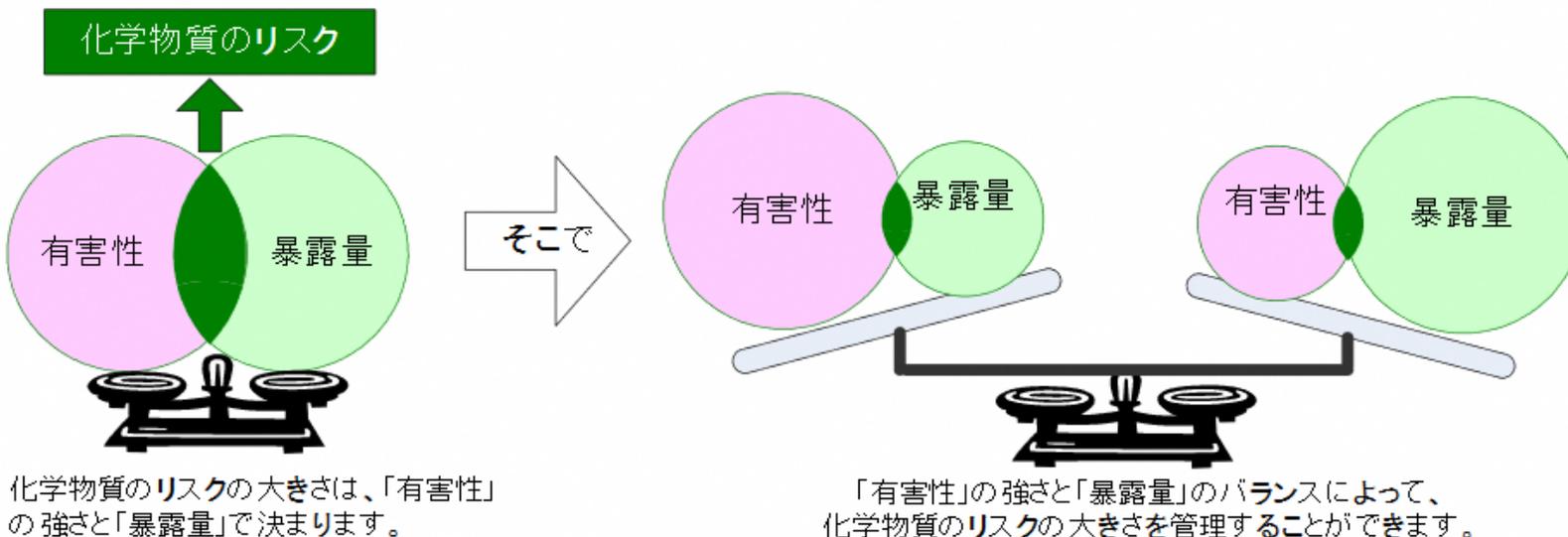
そもそも化学物質の『リスク』とは？

「リスクは、物質または状況が一定の条件のもとで害を生じる可能性」

- ① 良くない出来事が起きる可能性（確率）
 - ② 良くない出来事の重大さ（被害の大きさ）
- 2つの組み合わせ

リスク評価及びリスク管理に関する米国大統領・議会諮問委員会報告書（1997）

～経済産業省『化学物質のリスク評価のためのガイドブック』～



⇒化学物質のリスクは『暴露』と『有害性』で決まる。

化学物質の利便性と危険性

ベネフィット：化学物質の利用による、快適さや便利さなどの有用性

ハザード：化学物質が潜在的に持つ毒性や爆発性などの危険性・有害性

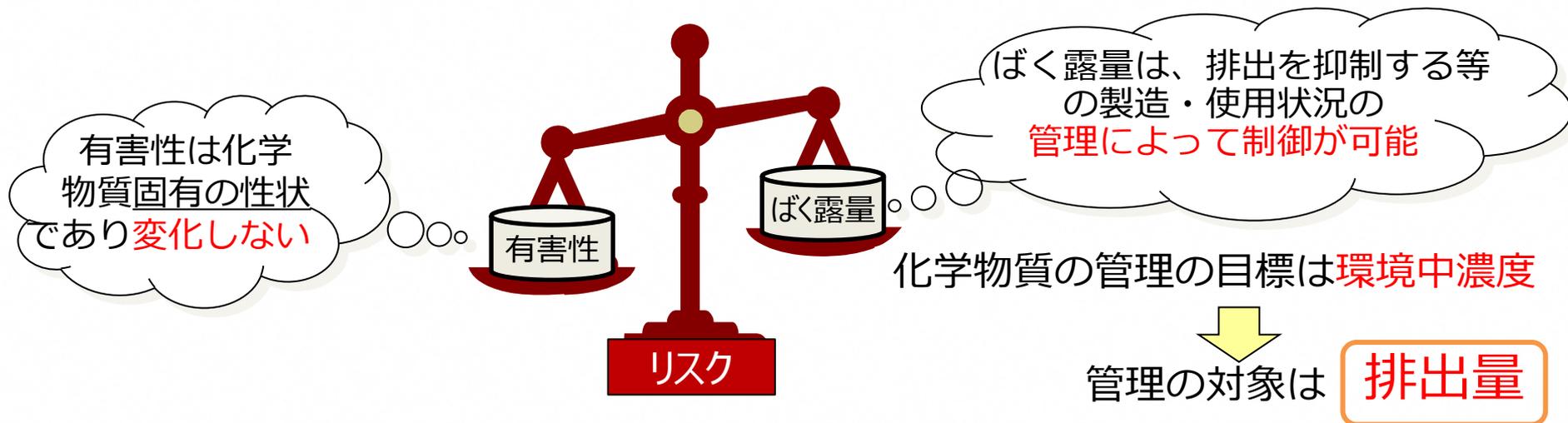
- ◆ 化学物質は、わたしたちの生活に密接に関わっており、その性質を利用して生活を便利で豊かなものにしている。
- ◆ 一方、使い方を誤ると、人の健康や環境に対して悪い影響を及ぼすおそれがある。

化学物質の二面性を理解して、
上手に付き合うこと（利用及び管理）が重要

リスクに基づく適切な化学物質管理が必要

リスク管理の対象

リスク = 有害性（ハザード） とばく露量の比較



化学物質を十分に管理して、ばく露の程度を小さくすれば、（人や環境への）支障が発現する可能性（リスク）を小さくできる。

したがって

リスクが大きい化学物質は、排出量を管理しながら使用することで、利便性（ベネフィット）との両立が可能となる。

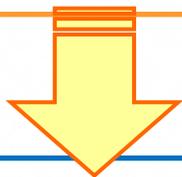
リスク評価からリスク管理、 そしてリスクコミュニケーションへ

まず知ることが大切

【リスク評価】

化学物質の性質や暴露の条件に基づいた評価を行い、優先的にリスクを管理すべき対象（物質、地域）を洗い出す。

✓ リスクが大きい可能性がある化学物質や地域の把握



相談しながら
みんなで納得のいく管理を

【リスク管理】

リスク評価による管理の優先度に基づき、適切な取扱い（削減や管理）をすることが必要。

【リスクコミュニケーション】

管理の必要性や方法などについて、リスク情報に基づき関係者間での情報共有や対話（コミュニケーション）をすることが大切。

化学物質管理における情報の活用 ～リスク管理とリスクコミュニケーション～

1. 化学物質の『リスク』とは
- 2. 化管法が制定された背景について**
3. SDS制度について
4. PRTRデータの活用
(PRTRマップを使ったリスク評価について)
5. 化管法改正後の留意点
6. (参考) 便利なPRTR電子届出システムのご紹介

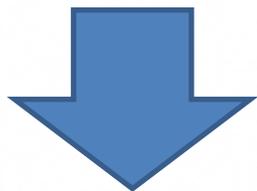
化管法制定の背景（きっかけ）

ボパール事故（1984年12月）

インドのボパールにある化学工場（米国企業の現地法人）から夜間に猛毒のイソシアン酸メチル(MIC)が漏洩。MICガスは風によって市街地に拡がり、**3,000人以上（最大14,410人）の死者、35万人もの被災者を出し、多くの人々が長期間後遺症に苦しんだ。**

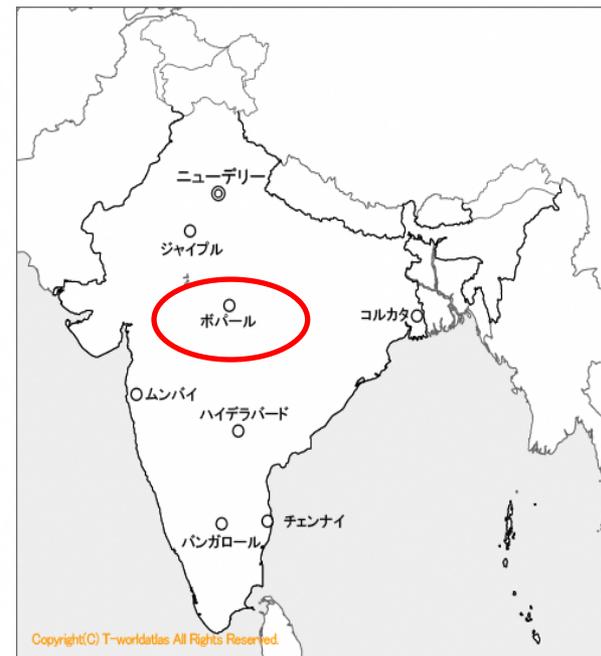
◆ 被害が大きくなってしまった原因

事業者から役人・医師等にMICが噴出したことが伝えられず、被害が拡大。



米国で緊急対処計画及び地域住民の知る権利法（EPCRA）を制定（1986年）

出典：失敗知識データベース(<http://www.shippai.org/fkd/cf/CC0300003.html>)



イソシアン酸メチル
 $\text{H}_3\text{C}-\text{N}=\text{C}=\text{O}$

〔世界〕 化管法制定の背景（きっかけ）

- ・米国 有害化学物質排出目録制度
(TRI : Toxic Release Inventory)導入(1986年)
- ・国連環境開発会議(UNEP) アジェンダ21 リオ宣言 (1992年)
⇒ 化学物質管理の重要性が位置づけられる
- ・OECD理事会勧告 (1996年)
⇒ 各国が化学物質排出移動量届出制度(PRTR制度)を導入

〔日本〕



特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法、化管法）制定(1999年)

- 事業者による自主的な管理の改善の促進
- 国民への情報提供と化学物質に係る理解の増進

化管法の制定

- 化学物質の多様化、広範な使用 → 環境汚染の懸念、関心の高まり
- 環境規制法による規制 → 限定的な規制
- 化学物質の有害性（ハザード）が明らかになっても、環境に排出された後のリスクは不明

新しい管理手法が必要



特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）制定※

P R T R 制度 及び S D S 制度 の導入

【目的】

- ✓ 事業による化学物質の自主的な管理の改善を促進する
- ✓ 環境の保全上の支障を未然に防止する

〈※制定：平成11年7月13日/施行：平成12年3月30日/最終改正：平成14年12月13日〉

化管法の目的

目的（化管法第一条）

環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際的協調の動向に配慮しつつ、化学物質に関する科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下に、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置（PRTR制度）並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置（SDS制度）等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止すること。

◆化管法の特徴

- (1) 国際的な動向を踏まえてできた制度であること
- (2) 幅広い化学物質を対象としていること
- (3) 国民の理解の増進**
- (4) 事業者の自主的な管理の改善の促進**
- (5) 環境行政を進めるための情報源

化学物質管理指針

化学物質管理指針（化管法第三条）

主務大臣は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、化学物質の物理的・化学的性状についての科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱い等に関する技術の動向を勘案し、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針（化学物質管理指針）を関係行政機関の長に協議した上で定めるものとしている。

◆化学物質管理指針

対象化学物質やそれを含む製品を取り扱う事業者がそれらを管理するときに留意すべき措置を示したもの

- (1) 管理の方法
- (2) 使用の合理化
- (3) 排出の状況に関する国民の理解の増進
- (4) 化学物質の性状及び取扱いに関する情報の活用

化管法における事業者の責務

事業者の責務（化管法第四条）

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等が人の健康を損なうおそれがあるものであること等を認識し、かつ、化学物質管理指針に留意して、指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるように努めなければならない。

事業者においては、**指定化学物質の管理の改善に努め、その管理の状況についての説明会を開催すること等を通じて、自主的・積極的に国民に対する理解増進の取組（リスクコミュニケーション）を行うことが望まれる。**

化学物質管理における情報の活用 ～リスク管理とリスクコミュニケーション～

1. 化学物質の『リスク』とは
2. 化管法が制定された背景について
3. SDS制度について
4. PRTRデータの活用
(PRTRマップを使ったリスク評価について)
5. 化管法改正後の留意点
6. (参考) 便利なPRTR電子届出システムのご紹介

化管法に基づくSDS制度

- ◆ 人の健康や生態系に有害性のおそれのある化学物質及びそれを規程含有率以上含有する製品を他の事業者に譲渡、提供する際に、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供を義務づける制度
- ◆ 平成24年4月20日、化管法SDS省令は、化学品の情報伝達に関する国際標準である「GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）」の導入の促進を目的として改正。
 - SDS（Safety Data Sheet：安全データシート）の提供義務
 - ラベル表示の努力義務

➤ SDS制度の意義

- ◆ 指定化学物質等の適正管理のためには、有害性、適切な取扱い方法などの情報が必須。
- ◆ 指定化学物質等の製造等を自ら行う者は、有害性等の情報を入手しやすいが、取引の際には積極的に提供されにくい。



SDS制度により指定化学物質等の自主管理に必要な情報伝達を確保
(労働者の安全確保 → 安全な製品の製造、環境管理の向上)

(参考) GHS 関連情報

➤ GHSとは

化学品の**分類**および**表示**に関する世界調和システム

(The Globally Harmonized System of **Classification** and **Labelling** of Chemicals)

◆ 目的

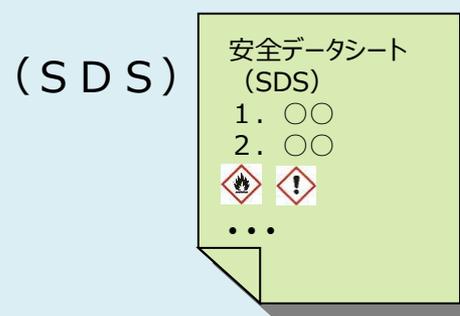
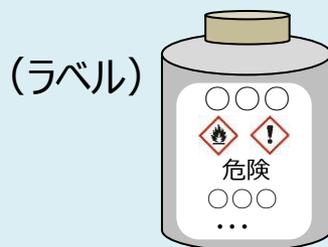
GHSは、化学品の危険有害性に関する情報を、それを取り扱う全ての人々に正確に伝えることによって、人の安全・健康および環境の保護を行うことを目的としている。

◆ 規定内容

危険有害性を判定するための国際的に調和された基準（分類基準）

- 物理化学的危険性（爆発物、可燃性等 16項目）
- 健康に対する有害性（急性毒性、眼刺激性、発がん性等 10項目）
- 環境に対する有害性（水生環境有害性等 2項目）

分類基準に従って分類した結果を調和された方法で情報伝達するための手段



<GHS 絵表示例



【NITEのGHS関連情報】

https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html

化管法に基づくSDSから得られる情報（1）

- ◆ 化管法SDS省令改正（平成24年4月20日）※
 - SDSの記載項目をGHSに対応した16項目に拡大（化管法SDS省令第3条）
 - SDSの作成、提供に際しては、JIS Z 7253に適合する方法で行うことを努力義務化（化管SDS省令第4条第1項）

項目	記載内容
1. 化学品及び会社情報	化管法に基づくSDSの対象となる指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の名称とその提供者に関する情報が記載されている。
2. 危険有害性の要約	化学品の重要危険有害性及び影響（人の健康に対する有害な影響、環境への影響、物理的及び化学的危険性）、並びに特有の危険有害性があればその旨が明確、かつ、簡潔に記載されている。
3. 組成及び成分情報	化学品に含まれる化管法指定化学物質の組成、含有率等について記載されている。
4. 応急措置	化学品に従業員等がばく露した時などの応急時に取るべき措置の内容について記載されている。
5. 火災時の措置	火災が発生した際の対処法、注意すべき点について記載されている。
6. 漏出時の措置	化学品が漏出した際の対処法、注意すべき点について記載されている。
7. 取扱い及び保管上の注意	化学品を取扱う際及び保管する際に注意すべき点について記載されている。

化管法に基づくSDSから得られる情報（2）

項目	記載内容
8. ばく露防止及び保護措置	事業所内において労働者が化学物質による被害を受けないようにするため、ばく露防止に関する情報や必要な保護措置について記載されている。
9. 物理的及び化学的性質	化学品の物理的な性質、化学的な性質について記載されている。
10. 安定性及び反応性	化学品の安定性及び特定条件下で生じる危険な反応について記載されている。
11. 有害性情報	化学品の人に対する各種の有害性について記載されている。
12. 環境影響情報	化学品の環境中での影響や挙動に関する情報について記載されている。
13. 廃棄場の注意	化学品を廃棄する際に注意すべき点について記載されている。
14. 輸送上の注意	化学品を輸送する際に注意すべき点について記載されている。
15. 適用法令	化学品が化管法に基づくSDS提供義務の対象となる旨が記載されているとともに、適用される他法令についての情報が記載されている。
16. その他の情報	項目1から15までの項目以外で、必要と考えられる情報について記載されている。

化管法に基づくSDSの例

化管法に基づく SDS 作成例 (溶剤 A | トルエン/エチルベンゼンの混合物)

作成日 2010年3月10日
改訂日 2016年1月12日

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称
製品名 溶剤 A

会社情報
会社名 ###株式会社
担当部署 ###部
住所 〒123-### 東京都#####
電話番号 03-###-###
Fax 番号 03-###-###
電子メールアドレス ABC@##
緊急連絡電話番号 03-###-###

推奨用途及び使用上の制限
一般工業用途

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性
引火性液体 区分 2

健康に対する有害性
急性毒性 (吸入: 蒸気) 区分 4
皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分 2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分 2B
発がん性 区分 2
生殖毒性 区分 1A
生殖毒性・授乳に対する又は授乳を介した影響 追加区分
特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分 1 (中枢神経系)、区分 3 (気道刺激性、麻酔作用)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 区分 1 (中枢神経系、腎臓)

環境に対する有害性
水生環境有害性 (急性) 区分 1
水生環境有害性 (長期間) 区分 3

GHS ラベル要素
絵表示



1 / 9

危険有害性の要約

10. 安定性及び反応性、化学的安定性
危険有害反応可能避けるべき条件
混触危険物質
危険有害な分解生成物 火災等の場合は、毒性の強い分解生成物が発生する可能性がある。

11. 有害性情報

有害性情報
情報なし

成分の有害性情報

トルエン

急性毒性 (経口) ラット LD₅₀=5,000 mg/kg
急性毒性 (経皮) ラット LD₅₀=12,000 mg/kg
急性毒性 (吸入: 蒸気) ラット LC₅₀=3,319-7,646 ppm
皮膚腐食性及び皮膚刺激性 ウサギ 7 匹に試験物質 0.5 mL を 4 時間の半閉塞適用した試験において、中等度の刺激性を示した。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 ウサギ 6 匹に試験物質 0.1 mL を適用した試験において、軽度の刺激性を示した。
生殖毒性 ヒトにおいて、トルエンを高濃度または長期吸引した妊婦に早産、児に小頭、耳低位、小鼻、小顎、眼瞼裂など胎児性アルコール症候群類似の顔貌、成長阻害や多動など報告される。また、「トルエンは容易に胎盤を通過し、また母乳に分泌されるとの報告がある。」

特定標的臓器毒性 (単回ばく露) ヒトで 750 mg/m³ を 8 時間の吸入ばく露で筋脱力、錯乱、協調障害、散瞳、3,000 ppm では重度の疲労、著しい嘔気、精神錯乱など、さらに重度の事故によるばく露では昏睡に至っている。ヒトで本物質は高濃度の急性ばく露で容易に麻酔作用を起こし、さらに、低濃度 (200 ppm) のばく露されたボランティアが一過性の軽度の上気道刺激を示した。

特定標的臓器毒性 (反復ばく露) トルエンに平均 29 年間ばく露されていた印刷労働者 30 名と対照者 72 名の疫学調査研究で、疲労、記憶力障害、集中困難、情緒不安定、その他に神経衰弱症状が対照群に比して印刷労働者に有意に多く、神経心理学的テストでも印刷労働者の方が有意に成績が劣った。また、嗜癖でトルエンを含有した溶剤を吸入していた 19 歳男性で、悪心嘔吐が続き入院し、腎生検で間質性腎炎が認められ腎障害を示した。

吸引性呼吸器有害性 炭化水素であり、動粘性率は 0.86 mm²/s (40°C) である。

エチルベンゼン

急性毒性 (経口) ラット LD₅₀=3,500 mg/kg
急性毒性 (経皮) ウサギ LD₅₀=15,400 mg/kg
急性毒性 (吸入: 蒸気) ラット LC₅₀=17.2 mg/L
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 ウサギを用いた眼刺激性試験の結果、軽微から軽度な眼刺激性を有する。
発がん性 IARC (2000) で 2B、ACGIH (2001) で A3 に分類されている。

6 / 9

有害性情報 <化学品の人に対する各種の有害性>

化管法に基づくラベル表示内容

ラベルの記載項目

化管法に基づくラベルの記載項目

1. 指定化学物質の名称/製品名称	4. 危険有害性情報
2. 注意喚起語	5. 貯蔵又は取扱い上の注意
3. 絵表示	6. 会社情報

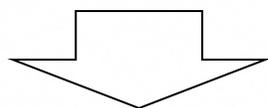


<GHS絵表示例>

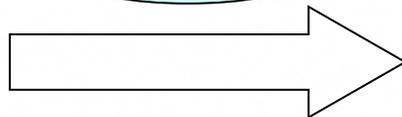
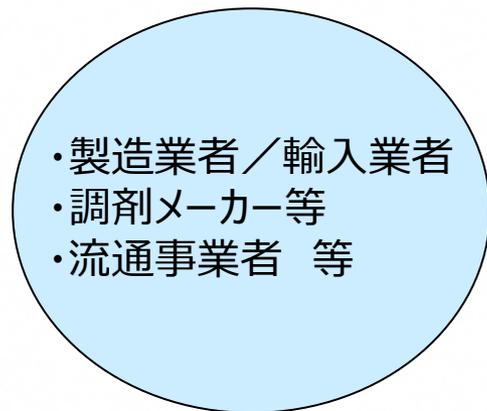
- ◆ 化管法SDS省令改正（平成24年4月20日）
 - 指定化学物質等について、新たにラベル表示に関する努力義務を追加（化管法SDS省令第5条）
 - ラベルの作成、提供に際しては、JIS Z 7253に適合する方法で行うことを努力義務化（化管法SDS省令第5条）

SDSによる危険有害性情報の伝達と活用

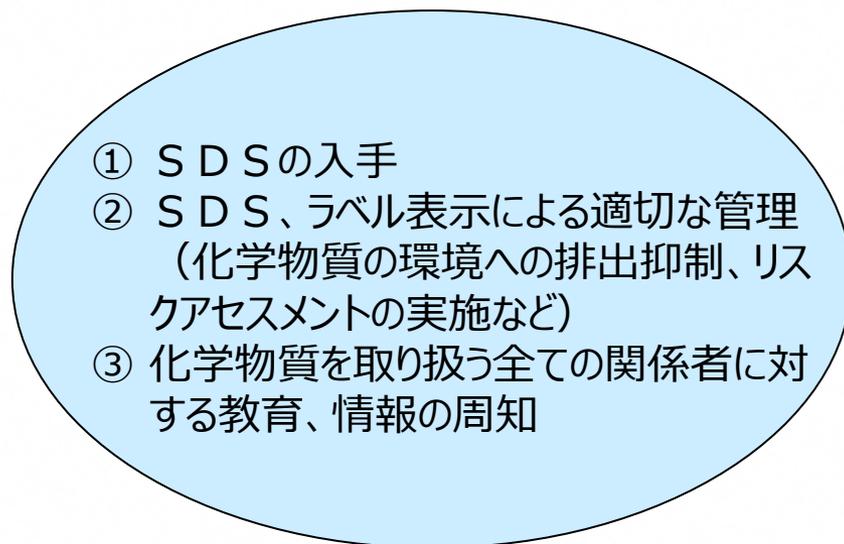
- SDSがなければ、その化学物質が何であるか不明。
- 化学物質が何であるか不明だと、化学物質の環境への排出抑制等、適切な管理を実施することは不可能。
- 化学物質等を取り扱う全ての関係者に対する教育、情報の周知ができない。



SDSの「提供」・「入手」は化学物質管理の基本



譲渡・提供者の義務
・SDSの提供
・ラベル表示



化管法に基づくSDS及びラベルの作成について

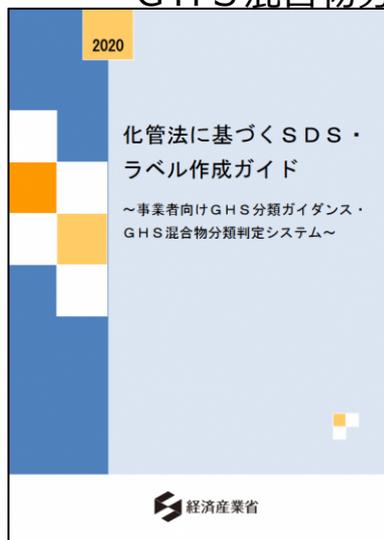
◆ 作成するにあたっての確認

- 対象事業者の確認
- 指定化学物質の確認
- 指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の場合には、「対象製品」の確認
- SDS及びラベルの記載項目の確認

※化管法の他にも厚生労働省が所管する安衛法及び毒劇法においてSDS制度が規定されているので、必要があれば別途、安衛法及び毒劇法についても確認する。

◆ 参考資料

化管法に基づくSDS・ラベル作成ガイド
～事業者向けGHS分類ガイダンス
・GHS混合物分類判定システム～



https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2020/SDS_guidance_2020.pdf

－ GHS対応－
化管法・安衛法・毒劇法における
ラベル表示・SDS提供制度



https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2020/GHSpamphlet_2020.pdf

(参考) 化管法に基づくSDS制度に関する情報

◆ 化管法SDS制度

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds.html

◆ 化管法SDS制度に関するQ & A

対象事業者、対象化学物質・対象製品、作成方法、提供方法など

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html

◆ GHS分類ガイダンス（事業者向け）

事業者がJIS Z 7252に基づいて、GHS分類をより正確かつ効率的に実施するための手引き

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/files/ghs/h25ver1.1jenter_re.pdf

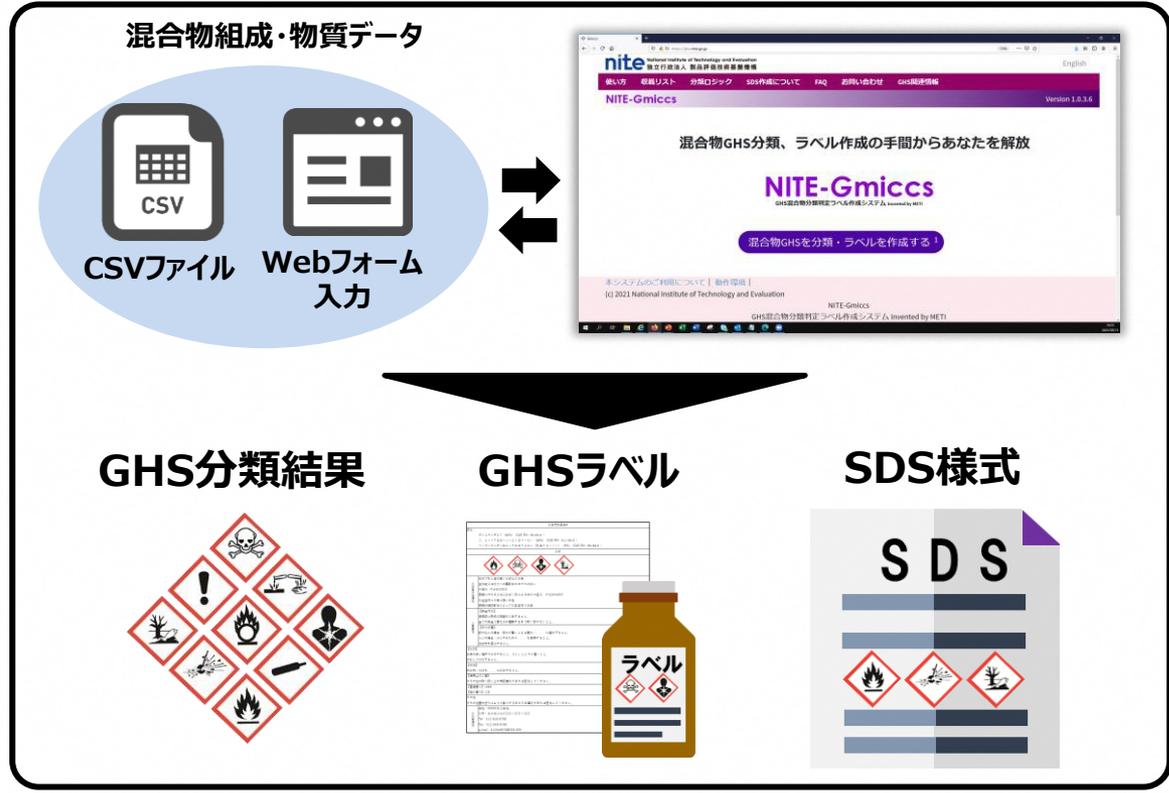
NITEのHPからも発信中！

～GHS関連情報～

https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html

GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム NITE-Gmiccs 活用方法 nite

法律※で求められるGHSに対応した混合物（製品）のSDS作成・ラベル表示に活用できます



化管法

- ◆ SDSの提供義務
- ◆ ラベルの表示努力義務

安衛法

- ◆ SDSの提供義務
- ◆ ラベルの表示義務

毒劇法

- ◆ 名称、含量、製造業者の情報等の表示義務
- ◆ 性状・取扱に関する情報等の提供義務

あなたのGHS分類・SDS/ラベル作成をお助けします

まずはサイトへアクセス！

NITE Gmiccs

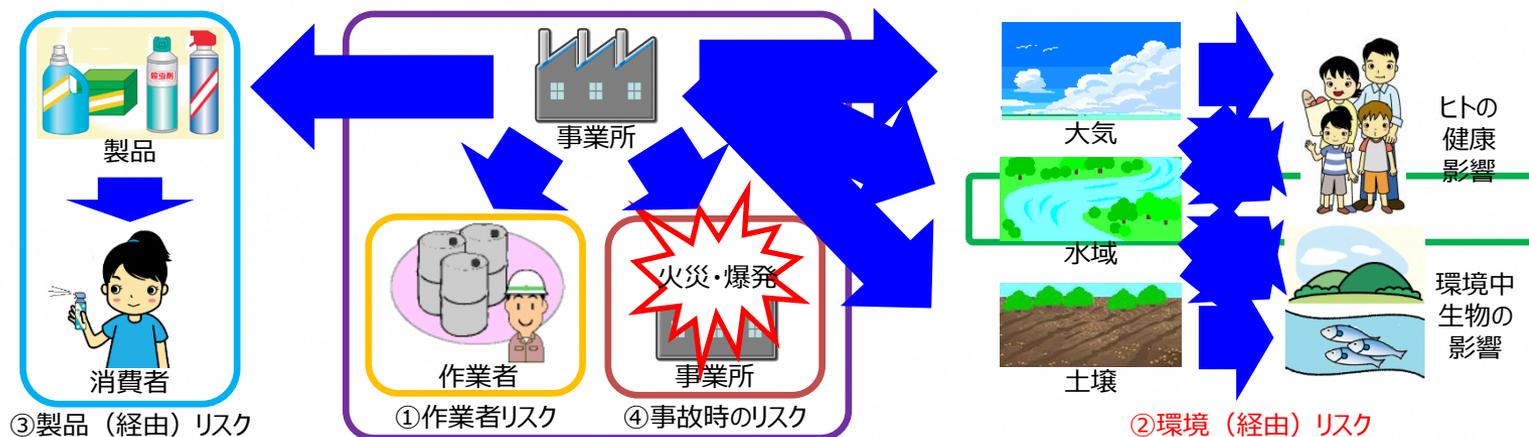


化学物質管理における情報の活用 ～リスク管理とリスクコミュニケーション～

1. 化学物質の『リスク』とは
2. 化管法が制定された背景について
3. SDS制度について
4. PRTRデータの活用
(PRTRマップを使ったリスク評価について)
5. 化管法改正後の留意点
6. (参考) 便利なPRTR電子届出システムのご紹介

化学物質による様々なリスク

化学物質のリスクには様々な経路でのリスクがある。

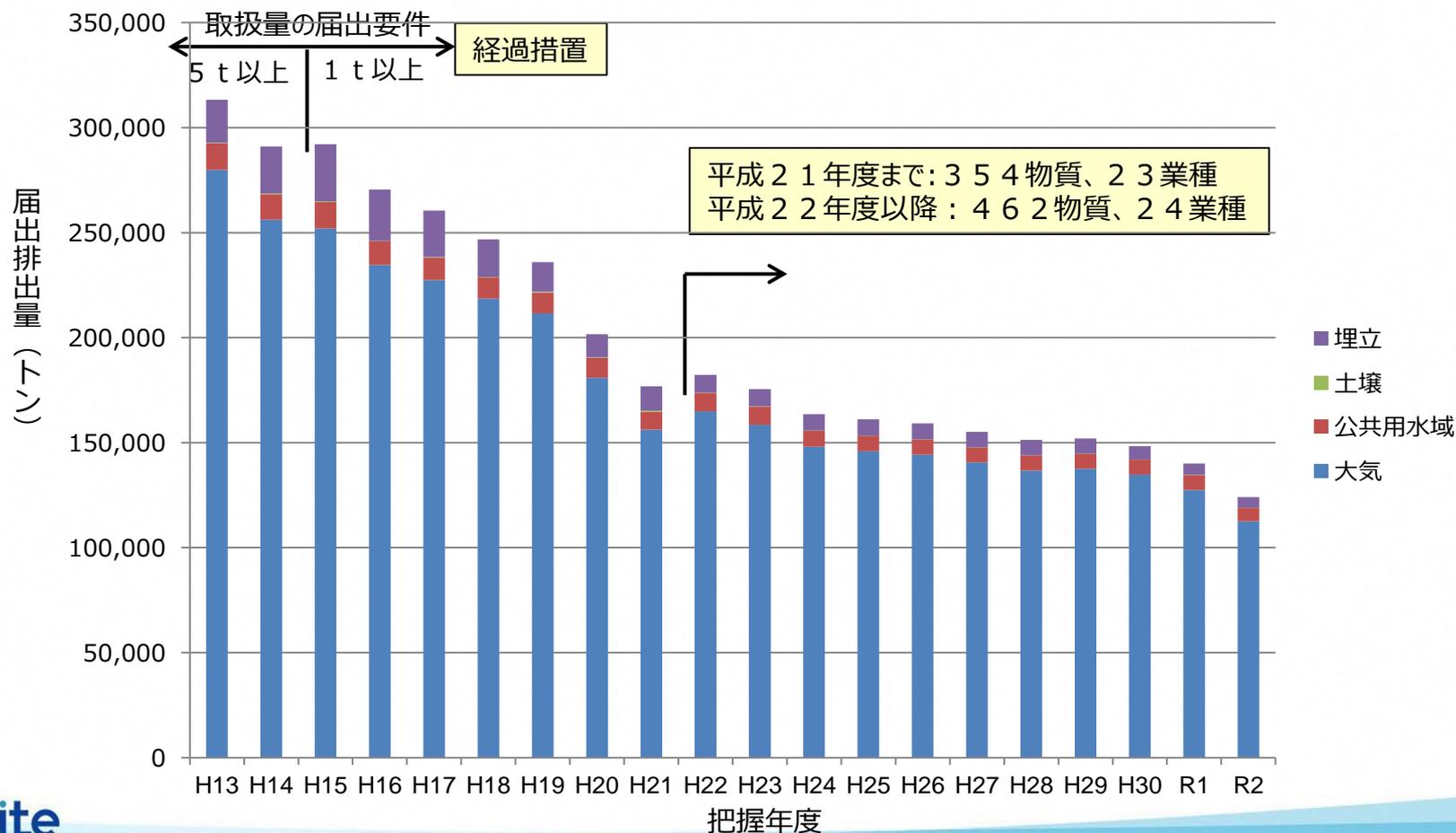


①作業所リスク	作業者が、取り扱っている化学物質を吸い込んだり、接触したりすることで、作業者の健康に生じるリスク
②環境（経由）リスク	大気や水域などの環境中に排出された化学物質によって、周辺環境における人の健康及び環境中の生物に生じるリスク
③製品（経由）リスク	製品に含まれる化学物質によって、人（消費者）の健康及び環境中の生物に生じるリスク
④事故時のリスク （フィジカルリスク）	爆発や火災などの事故によって、設備や建物などの物（財）、及び人の健康（人命）や環境中の生物に生じるリスク

リスク評価の必要性

P R T R 制度施行から 1 5 年以上が経過し、排出量は当初の約半分となった。

- ✓ 可能な限りの削減対策は既の実施しており、これ以上の削減は難しい。
- ✓ この先どこまで排出量を削減すれば良いのだろうか？
- リスク評価を実施し、リスクの程度を把握すれば、具体的な対応策が検討できる。
さらに P R T R データを活用 すれば時間とコストの節約が可能となるのでは…。

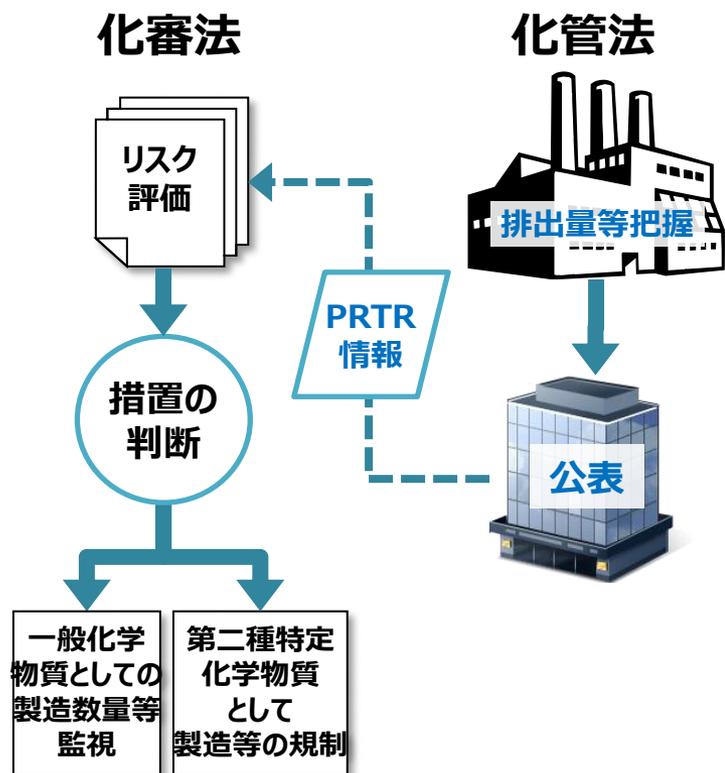


少し脱線：PRTRデータの活用

PRTRデータについて、もっと有効活用していこうという動きが国としてもある。

以前は...

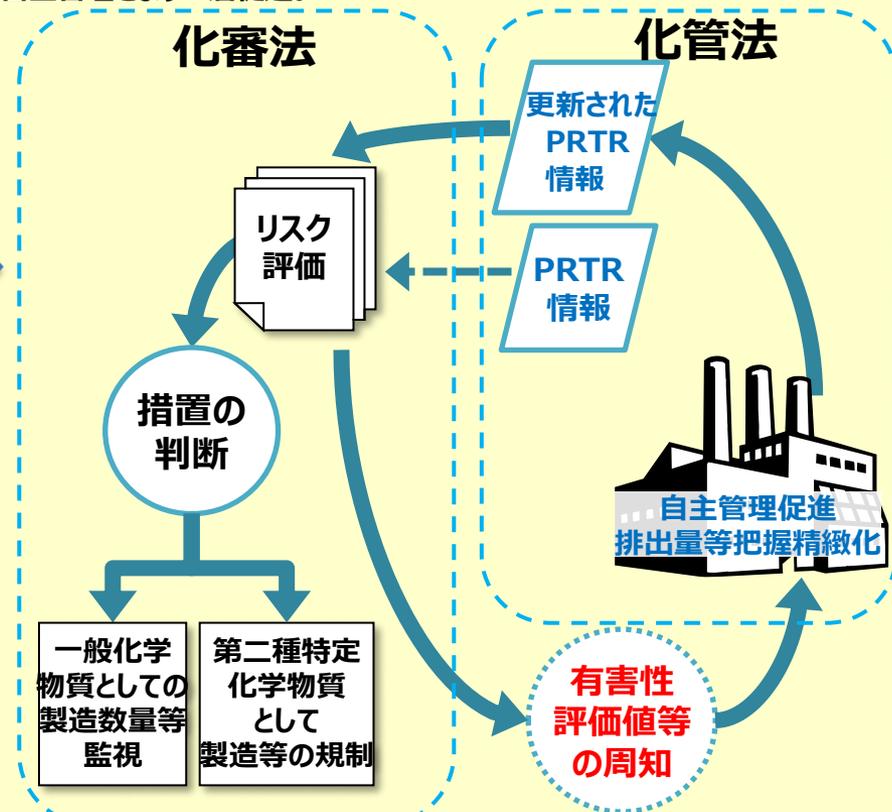
- ✓ 化審法では規制措置判断のリスク評価に、化管法のPRTR情報を利用。



現在：化審法と化管法の効果的な連携

～自主管理の推進と規制の適正化の好循環創出～

- ✓ 化審法では規制措置判断のリスク評価に、化管法のPRTR情報を利用
- +
- ✓ 化審法のリスク評価で得られた有害性評価値（超過するとリスク懸念と推計される環境中濃度等）を事業者に周知。
- ✓ 事業者は当該値を参考にして排出削減目標が定めやすい等のインセンティブが働き、自主管理をより一層促進。



参考：化審法について

目的

- 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止。

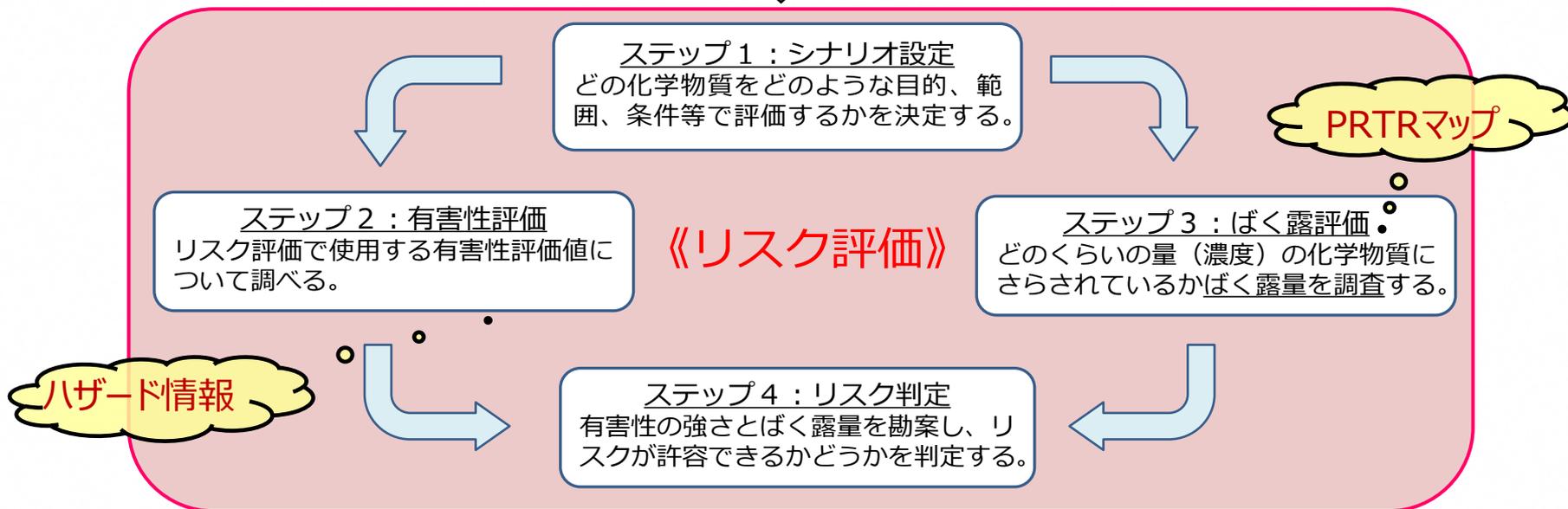
概要

- **新規化学物質の事前審査**
→ 新たに製造・輸入される化学物質に対する事前審査制度
- **上市後の化学物質の継続的な管理措置（既存化学物質のリスク評価など）**
→ 製造・輸入数量の把握（事後届出）、有害性情報の報告等に基づくリスク評価
- **化学物質の性状等（分解性、蓄積性、毒性、環境中での残留状況）に応じた規制及び措置**
→ 性状に応じて「第一種特定化学物質」、「第二種特定化学物質」等に指定
→ 製造・輸入数量の把握、有害性調査指示、製造・輸入許可、使用制限等

化学物質のリスク評価（概要）

化学物質の取扱い状況の把握

取り扱っている化学物質に関する情報（化学物質の種類、取扱量、排出先、排出量、有害性情報、法規制情報など）を収集し、取扱い状況を把握する。



リスク管理、そしてリスクコミュニケーションへ

リスクの内容を分析し、その発生確率の高低と発生時の損失の度合の兼ね合いでリスク管理の方法（リスク削減措置等）を判断する。また、必要に応じ関係者間の情報共有、対話を行う。

関心のある化学物質を決める

例えば、SDSから

化管法に基づく SDS 作成例 (溶剤A | トルエン/エチルベンゼンの混合物)

作成日 2010年3月10日
改訂日 2016年1月12日

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称
製品名 溶剤A

会社情報
会社名 ####株式会社
担当部署 ####部
住所 〒123-#### 東京都#####
電話番号 03-####-####
Fax番号 03-####-####
電子メールアドレス ABC@##
緊急連絡電話番号 03-####-####

推奨用途及び使用上の制限
一般工業用途

2. 危険有害性の要約

物理化学的危険性
引火性液体 区分2

健康に対する有害性
急性毒性(吸入:蒸気) 区分4
皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2B
発がん性 区分2
生殖毒性 区分1A
生殖毒性・授乳に対する又は授乳を介した影響 追加区分
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1
(中枢神経系)、区分3
(気道刺激性、麻酔作用)
特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(中枢神経系、腎臓)

環境に対する有害性
水生環境有害性(急性) 区分1
水生環境有害性(長期間) 区分3

GHS ラベル要素
絵表示



1 / 9

会社情報は、国内製造事業者等から了解が得られている場合、当該事業者の情報を追記していただいてもかまいません。

危険有害性の要約

10. 安定性及び反応性、化学的安定性、危険有害反応可能避けるべき条件
混合危険物質
危険有害な分解生成物 火災等の場合は、毒性の強い分解生成物が発生する可能性がある。

11. 有害性情報

有害性情報
<化学品の人に対する各種の有害性>

成分の有害性情報
トルエン

急性毒性(経口) ラット LD₅₀=5,000 mg/kg
急性毒性(経皮) ラット LD₅₀=12,000 mg/kg
急性毒性(吸入:蒸気) ラット LC₅₀=3,319-7,646 ppm
皮膚腐食性及び皮膚刺激性 ウサギ7匹に試験物質0.5 mLを4時間の半閉塞適用した試験において、中等度の刺激性を示した。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 ウサギ6匹に試験物質0.1 mLを適用した試験において、軽度の刺激性を示した。
生殖毒性 ヒトにおいて、トルエンを高濃度または長期吸引した妊婦に早産、児に小頭、耳介低位、小鼻、小顎、眼瞼裂など胎児性アルコール症候群類似の顔貌、成長阻害や多動など報告される。また、「トルエンは容易に胎盤を通過し、また母乳に分泌されるとの報告がある。
特定標的臓器毒性(単回ばく露) ヒトで750 mg/m³を8時間の吸入ばく露で筋力、錯乱、協調障害、眩暈、3,000 ppmでは重度の疲労、著しい嘔気、精神錯乱など、さらに重度の事故によるばく露では昏睡に至っている。ヒトで本物質は高濃度の急性ばく露で容易に麻酔作用を起こし、さらに、低濃度(200 ppm)のばく露されたボランティアが一過性の軽度の上気道刺激を示した。
特定標的臓器毒性(反復ばく露) トルエンに平均29年間ばく露されていた印刷労働者30名と対照者72名の疫学調査研究で、疲労、記憶力障害、集中困難、情緒不安定、その他に神経衰弱性症状が対照群に比して印刷労働者に有意に多く、神経心理学的テストでも印刷労働者の方が有意に成績が劣った。また、嗜癖でトルエンを含有した溶剤を吸入していた19歳男性で、悪心嘔吐が続き入院し、腎生検で間質性腎炎が認められ腎障害を示した。
吸引性呼吸器有害性 炭化水素であり、動粘性率は0.86 mm²/s (40°C)である。

エチルベンゼン

急性毒性(経口) ラット LD₅₀=3,500 mg/kg
急性毒性(経皮) ウサギ LD₅₀=15,400 mg/kg
急性毒性(吸入:蒸気) ラット LC₅₀=17.2 mg/L
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 ウサギを用いた眼刺激性試験の結果、軽微から軽度な眼刺激性を有する。
発がん性 IARC (2000) で2B、ACGIH (2001) でA3に分類されている。

6 / 9

関心のある化学物質を決める

例えば、新聞から

【1, 2-ジクロロプロパン、ジクロロメタンで胆管がん発症】

【2012年06月12日】

大阪市内の印刷会社の元従業員が高頻度で胆管がんを発症し、男性4人が死亡した。印刷会社で使われた洗浄剤に含まれる有機溶剤が発症原因の可能性もあると指摘しているが、因果関係はまだはっきりしていない。

一方、大阪市の印刷会社では、動物実験で発がん性が指摘されている「1, 2-ジクロロプロパン」と「ジクロロメタン」を多量に含む洗浄剤が約10年前まで使われていたが、従業員に防毒マスクを支給していなかったことが元従業員らの証言で判明。劣悪な作業環境が被害を拡大させた可能性もある。

大阪市の印刷会社では、印刷の誤りなどを修正する校正印刷部門に平成3～15年までの間に勤務していた男性33人のうち少なくとも5人が胆管がんを発症、4人が死亡した。発症年齢が25～45歳と若く、発症率は日本人男性の平均の約600倍と高かった。

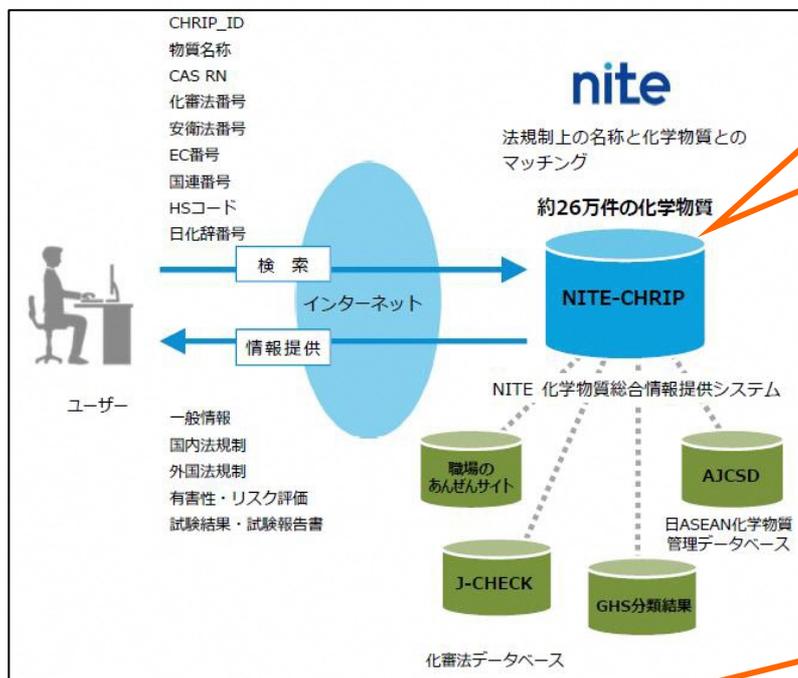
【2012年07月10日】

厚生労働省が全国の印刷業の561事業所を対象に実施した緊急調査によると、新たに3人が胆管がんを発症していたことがわかった。いずれも男性で、このうち2人は既に死亡している。この問題を巡る、胆管がんの発症者は、5都府県の5事業所で計17人（うち死亡8人）となった。

化学物質に関する情報収集（NITE-CHRIP）

【NITE-CHRIP : NITE Chemical Risk Information Platform】 https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

- 独自にデータを収集、ホームページ上で無料公開しているデータベース。
- 化学物質に関する国内外の法規制情報、有害性情報及びリスク評価情報等を検索することができる。



- 調べたい化学物質の名称、CAS No.、法規制番号を入力するだけの簡単検索（部分一致検索も可）
- 関連する法律を一挙に確認
- 約2か月に一度、最新情報に更新

検索結果

検索結果をダウンロード

一般情報

一般情報 データの説明

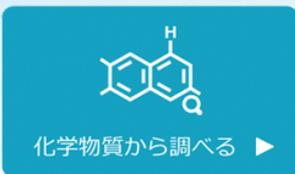
CHRIP_ID	0004-007-11A	CAS番号	79-01-8
日本名	1, 1, 2-トリクロロエチレン		
英名	1,1,2-Trichloroethene		
分子式	C2HCl3		
分子量	131.39		
構造式	<chem>ClC(Cl)=CCl</chem>		

別名

別名 データの説明

別名	エチルトリクロライド
別名	エチルトリクロリド
別名	トリクロレン
別名	トリクロロエチレン
別名	トリクロロエチン
別名	三塩化エチレン
別名	1,1,2-Trichloroethylene
別名	Acetylene trichloride
別名	ethene, trichloro-
別名	Ethylene trichloride
別名	TCB
別名	Trichlene

一般情報、国内法規制、各国インベントリ、海外PRTR各国有害性評価など



例えば、
『ジクロロメタン』
を検索すると・・・

【国内法規制情報】

日本国内において**6つ**の法律の下に管理されていることを確認することができる

【外国法規制情報】 &
【有害性・リスク評価情報】
8つの日本以外の法規制情報があること、**8つ**の有害性・リスク評価に関する情報、**複数**の試験結果・試験結果報告書を手入手できることが確認できる

検索結果

データのある情報源のみ表示 データのない情報源を含めて表示 [検索結果をダウンロード](#)

一般情報

CHRIP_ID	C004-664-S2A	CAS RN	75-09-2
日本語名	ジクロロメタン		
英語名	Dichloromethane		
分子式	CH ₂ Cl ₂		
分子量	84.93		
SMILES	ClC(Cl)		
構造式			

国内法規制情報

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）
- 労働安全衛生法（安衛法）
- 大気汚染防止法
- 水質汚濁防止法
- 土壌汚染対策法

外国法規制情報

- 危険物輸送に関する勸告
- 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）
- 東南アジア諸国連合（ASEAN）
- 欧州連合（EU）
- 米国：有害物質規制法（TSCA）
- 中国
- 韓国
- 台湾

有害性・リスク評価情報

- GHS分類結果
- 厚労省：GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報
- 産総研：リレーショナル化学災害データベース（RISCAD）
- 消防庁：危険物災害等情報支援システム
- 国内有害性評価書／リスク評価書等
- 国外有害性評価書／リスク評価書等
- 日本産業衛生学会 許容濃度等の勸告
- 発がん性評価

試験結果・試験報告書

- 試験結果・試験報告書

参考：NITE-CHRIPの使い方

トップページ

日本語版：https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

英語版：https://www.nite.go.jp/en/chem/chrip/chrip_search/systemTop

NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE Chemical Risk Information Platform)

NITE-CHRIP (ナイトクリップ) では国内外における化学物質の法規制・有害性情報等を提供しています

更新履歴 | English

検索メニュー >>>使い方

お知らせ

最新のお知らせを掲載しています。

- 2019/2/5 [NITE-CHRIPのデータを更新しました。](#)
- 2017/6/6 [NITE-CHRIPの英語版マニュアルを公開しました。](#) 英語版トップページのフッターからご覧いただけます。
- 2017/3/1 [NITE-CHRIPのマニュアルを公開しました。](#) トップページからのフッターからご覧いただけます。
- 2016/5/31 5月23日(月)に開催しました新CHRIP&AJCSDの説明会資料を公開しました。[こちら](#) [1.4 MB]をごダウンロード下さい。

検索メニュー

2つの調べ方が選べます。

ただいま3ユーザが当サイトを利用しています

化学物質から調べる ▶

法規制等から調べる ▶

CAS登録番号や物質名称などで検索

CAS登録番号

化学法番号

安衛法番号

国内外法規制や各機関の有害性評価リストから、対象物質・評価物質を検索することができます。更に各法規制等の概要や関連リンク(法対応申請)

法律の規制対象物質などを一覧で表示

国内法規制情報

有害性・リスク評価情報

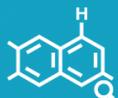
試験結果・試験報告書

お問い合わせ先、FAQ、マニュアル、動作環境、本システムのご利用について

お問い合わせ先 | FAQ | マニュアル | 動作環境 | 本システムのご利用について

総合検索（通常検索）

詳細はNITE-CHRIPマニュアル参照



化学物質から調べる ▶

CAS番号、化審
法番号、安衛法
番号、EC番号、
国連番号、
CHRIP_ID、
日化辞番号から
選択

検索条件入力

通常検索 拡張検索

<キーワード検索>

番号で検索
 CAS番号 完全一致

名称で検索（スペースで区切って複数入力可能）
 全ての名称 部分一致

分子式で検索
 完全一致

<表示設定>

中間検索結果表示
 ・構造表示
 ・1ページに 表示

検索結果表示画面
 ・データの無い項目を
 表示する 表示しない

<カテゴリによる絞り込み>
 （類別番号・法規制のそれぞれの中では、対象を複数選択した場合はそのいずれかに該当するデータが検索されます。）

■ 一般情報

日化辞

用途

■ 国内法規制情報

化学物質の審査及び製造等の規

特定化学物質の環境への排出

<カテゴリによる絞り込み>

- 化審法既存化学物質の類別番号での絞り込みも可能
- 発がん性の評価単位での絞り込みも可能

ジクロロメタンの現状把握

◎ 暴露状況

環境中への排出量は、PRTR対象物質の中でも上位である。また、排出源の多くは事業所（点源）からの排出であり、その排出先のほとんどは大気である。

◎ 有害性関連

IARCによる発がん性評価で、グループ2Aに分類されている。また、厚生労働省は、胆管がんの発症原因と医学的に推定されるとしている等、強い有害性を示す。

◆ ジクロロメタンのPRTRデータ

単位：kg/年（排出量及び移動量）

R2年度	届出排出量				⑤届出移動量 (廃棄物 +下水道)	⑥届出排出 ・移動量合計 [④+⑤]	⑦届出外 排出量 (推計値)	⑧総排出量 (届出+推計) [④+⑦]	⑨届出 排出量割合 [④/⑧]
	①大気	②水域	③土壌 +埋立	④合計 [①+②+③]					
全国	8,260,248	4,342	22,000	8,286,590	6,255,944	14,542,533	1,594,578	9,881,167	84%
福島県	146,992	291	0	147,283	270,052	417,335	23,123	170,406	86%

⑦は、対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量のみ推計されている。

- ✓ 大気への届出排出量が462物質中、全国で5番目、福島県では4番目に多い。
- ✓ 届出排出量の割合は、全国で84%、福島県においては86%と高い。
- ✓ 届出排出量のうち、大気からの排出量がほとんどを占めている。（すそ切り以下事業者からの排出割合も同様）

※令和2年度は漏洩事故があったため、土壌への埋立があったが、例年はほぼ99.9%が大気への排出である。

◆ 印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会（厚生労働省）

2012年3月に、大阪府の印刷事業場で、化学物質の使用により胆管がんを発症したとの請求がなされたことを受け、同年9月から「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」において業務との因果関係について検討し、大阪府の印刷事業場に従事する労働者に発症した胆管がんの発症原因について、医学的知見を報告書としてとりまとめました。

【報告書のポイント】 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002x6at-att/2r9852000002x6zy.pdf>)

- (1) 胆管がんは、ジクロロメタン又は1, 2-ジクロロプロパンに長期間、高濃度暴露することにより発症し得ると医学的に推定できる
- (2) 本件事業場で発生した胆管がんは、1, 2-ジクロロプロパンに長期間、高濃度暴露したことが原因で発症した蓋然性が極めて高い。

リスク評価の前提と目的を明確にする

シナリオ設定：リスク評価の目的、範囲、条件等を決定する。

⇒どの化学物質が、どのような道筋で、何に影響を与えるのかなど**リスク評価の前提となる条件を設定**する。

①シナリオ

目的：ジクロロメタンによる福島県庁周辺の呼吸による健康影響を評価する。

- 対象物質：ジクロロメタン（別名：塩化メチレン）
- 関連法令：化管法（第一種指定化学物質 政令番号：1-186）、安衛法、化審法、大防法、他
- 対象期間：令和元年度（2019年度）
- 対象地域：福島県庁周辺
[福島県福島市杉妻町2-16]
- 対象：福島県庁周辺に居住する県民
- 対象影響：健康影響（長期毒性）
- 暴露経路：大気からの吸入暴露（一般環境経由）

考慮事項：

- ① リスク評価の対象とする化学物質の選定
- ② 影響を受ける対象の選定（評価する地域、ヒト・生物の選定）
- ③ 化学物質の排出条件と排出先の把握
- ④ 暴露の道筋と経路の検討

その他

評価基準値の設定

ステップ1で設定したシナリオに基づいて、

対象とする生物、対象とする影響、対象とする暴露経路などをもとに、適切な評価基準値を設定する

② 評価基準値

【評価基準値の設定】

- リスク評価に用いるためのヒトや生物に対して有害な影響を示さない化学物質の量（評価の対象となる値）である「**評価基準値**」を設定する。
- 「**評価基準値**」として設定することができるデータには、以下のものがある。
 - ① 動物試験の結果をヒトに適用した量
 - ② 大気的环境基準や指針値（次スライド）

有害性情報を調べる方法（例）

- SDS (Safety Data Sheet)
- 既存の有害性評価書及びリスク評価書
- 有害性情報に関するデータベース

評価基準値の設定（環境基準値等の利用）

例えば、

評価基準値：**0.15mg/m³**（年平均値）

- 有害性評価では、人の健康に対して有害な影響を示さない量を求める。
- ここでは、評価基準値としてジクロロメタンの有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準 0.15mg/m³（年平均値）を採用する。

【環境基準等の検索方法】

◆ chemi COCO（ケミココ） [【http://www.chemicoco.go.jp/】](http://www.chemicoco.go.jp/)

基準値・指針値は環境省化学物質情報検索支援システム（ケミココ）より検索可能

ケミココ chemi COCO 環境省 化学物質情報検索支援システム
ここから探せる 化学物質情報

化学物質情報検索

法令・適用区分から検索 法令を選択して下さい 適用区分を選択して下さい

身の回りの製品から検索 製品を選択して下さい

基準値・指針値から調べる

規制がかかっている化学物質から調べることができます。

大気環境基準

水質環境基準（健康項目）

地下水環境

土壌環境基準

ダイオキシン類環境基準

有害大気汚

水質要監視項目指針値

水質排水基準（健康項目）

大気環境基準	
大気汚染に係る環境基準	
物質名	環境基準
二酸化いおう（SO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素（NO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント（O _x ）	1時間値が0.06 ppm以下であること。
有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準	
物質名	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。

ステップ3：ばく露評価

ステップ1で設定したシナリオに基づいて、

ばく露評価：

どれくらいの量の化学物質に晒されているのかを推定する。

⇒化学物質が影響を受ける対象へ至る道筋（ばく露経路）と暴露する量（濃度）を求める。

⇒ばく露量は、実測値あるいは数理モデルを用いて推定する。



PRTRマップの活用

定常的な実測が困難な場合は、

PRTRマップの濃度マップを活用し、大気中推定濃度（ばく露量）を調べる。

PRTRマップ（<https://www.prtrmap.nite.go.jp/prtr/top.do>）

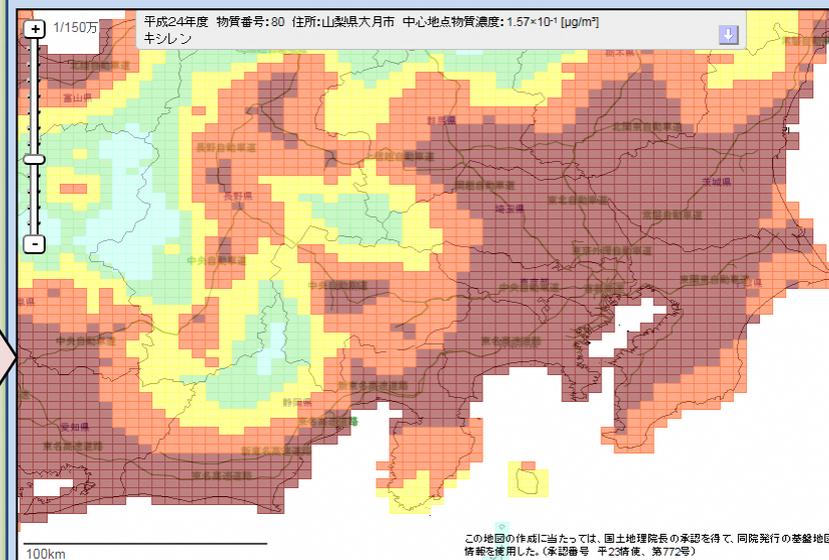
排出量マップ



PRTR届出データの排出量を縮尺に応じて都道府県単位または市区町村単位（自治体単位）または町名単位で色分け表示している。

同期

濃度マップ



PRTRの届出データと推計データの排出量を合計したデータをもとに、気象データや物性データを加味した大気モデルにより大気中の濃度を推定し、5 km×5 km又は1 km×1 kmのメッシュ単位で地図上に表示している。（シミュレーションモデル：AIST-ADMER）

※毎年度データを更新。（最新版は2018年度把握分）

PRTRマップ（濃度マップ）の機能

濃度マップから、推定濃度の分布や選択した地点の推定濃度を調べることができる。（年度や対象物質の選択が可能）

The screenshot shows the PRTR concentration map interface with several callouts:

- 濃度マップ**: Callout pointing to the '濃度マップ' button in the top navigation bar.
- 年度・物質の切替え**: Callout pointing to the year and substance selection controls at the top right.
- 中心地点の濃度情報（年平均）**: Callout pointing to the '中心地点物質濃度' field showing 1.13 [ug/m³].
- カーソルで選択した地点の濃度情報**: Callout pointing to the '濃度メッシュ情報' popup window.
- 経年比較**: Callout pointing to the '経年比較' button in the popup window.
- 縮尺1/1万~1/20万 ⇒1km×1kmメッシュ表示**
縮尺1/35万~1/2,000万 ⇒5km×5kmメッシュ表示: Callout pointing to the zoom controls on the left side of the map.

The '濃度メッシュ情報' popup window contains the following data:

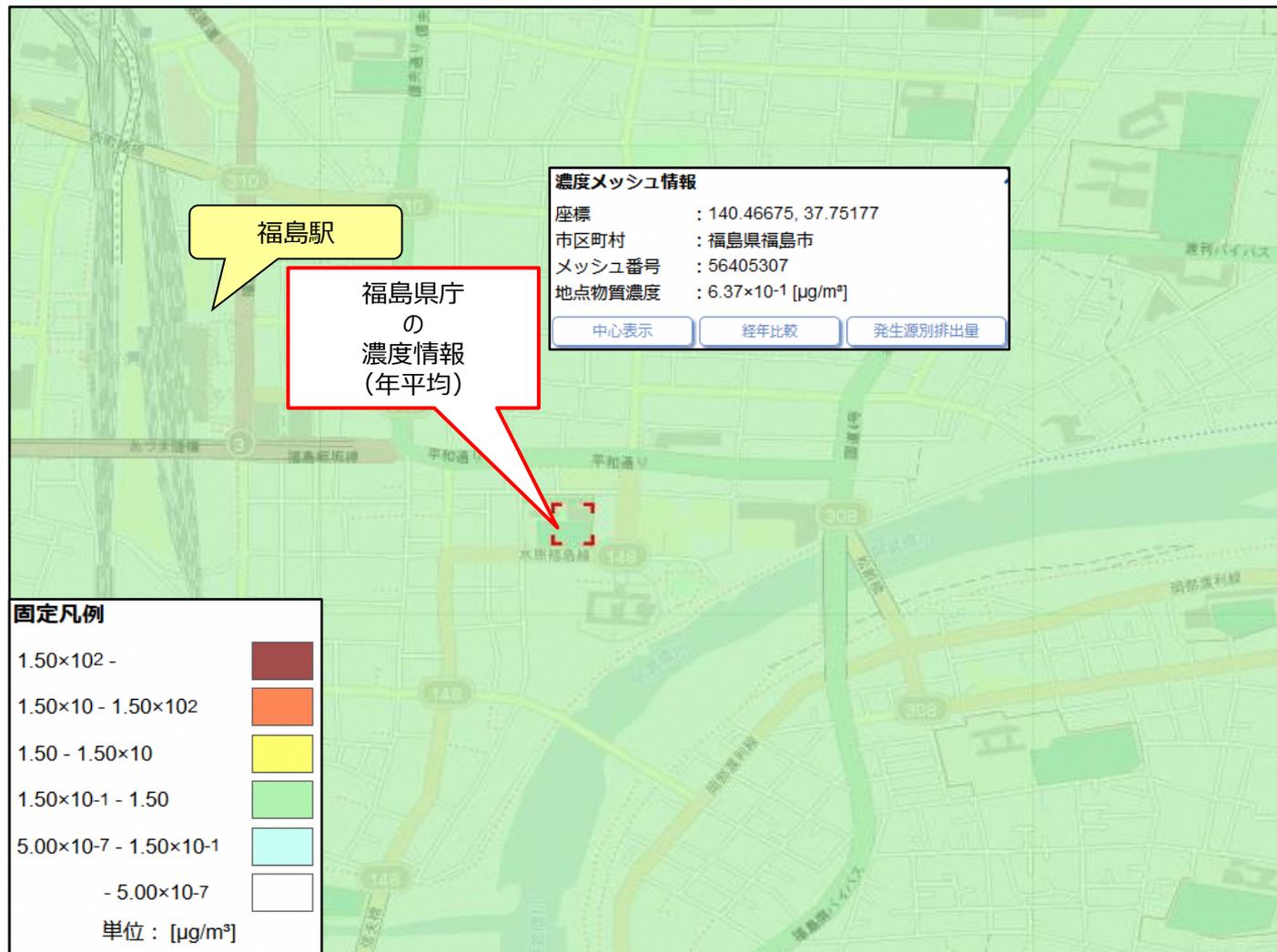
座標	:135.39168, 34.5766
市区町村	:大阪府堺市西区
メッシュ番号	:51356350
地点物質濃度	:6.61×10 ⁻¹ [ug/m ³]

The '経年比較' graph shows concentration data from H13 to H26. The y-axis ranges from 0 to 10.3. The data points are approximately: H13: 10.3, H14: 4.5, H15: 2.5, H16: 2.0, H17: 1.8, H18: 1.7, H19: 1.6, H20: 1.5, H21: 1.4, H22: 1.3, H23: 1.2, H24: 1.1, H25: 1.0, H26: 0.9.

PRTRマップを活用した暴露濃度の設定

③暴露評価

福島県庁周辺のジクロロメタンの推定暴露量（濃度）
 $0.637\mu\text{g}/\text{m}^3 = 0.000637\text{ mg}/\text{m}^3$ （年平均）



ステップ4：リスク判定

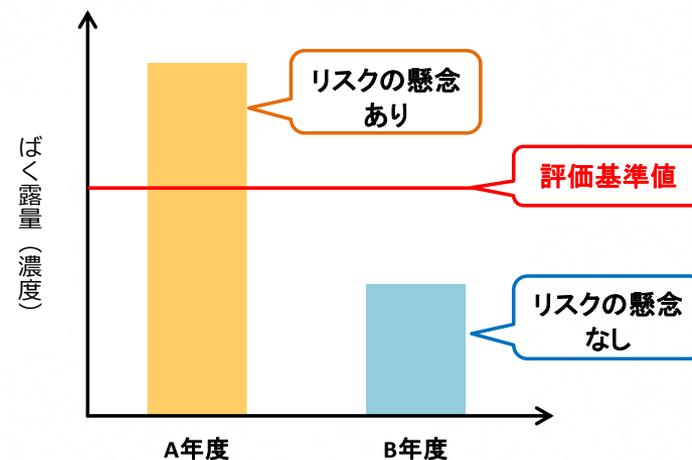
ステップ2で設定した評価基準値と
ステップ3で求めた推定ばく露量（濃度）に基づいて、

推定されたばく露量（濃度）が評価基準値より高いかどうか
をみることにより、環境リスクが懸念されるか判定する。

リスク判定の基準

評価基準値 \leq 推定ばく露量（濃度） \Rightarrow リスクの懸念あり

評価基準値 $>$ 推定ばく露量（濃度） \Rightarrow リスクの懸念なし



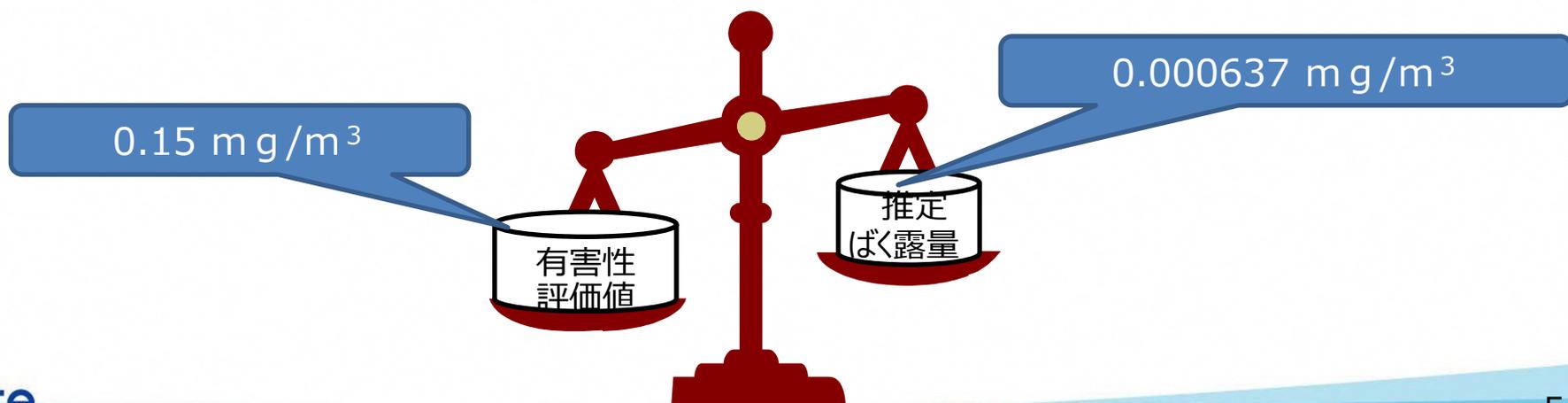
ステップ4：リスク判定（例）

《リスクの判定結果》

評価基準値 > 推定ばく露量（濃度）
0.15 mg/m³ > 0.000637 mg/m³

- 福島県庁役所周辺におけるジクロロメタンの推定暴露量（濃度）0.000637 mg/m³は、評価基準値0.15 mg/m³よりも小さい。
- したがって、現時点ではジクロロメタンによる福島県庁周辺住民の呼吸による健康リスクの懸念はないと判断する。

リスク懸念なし

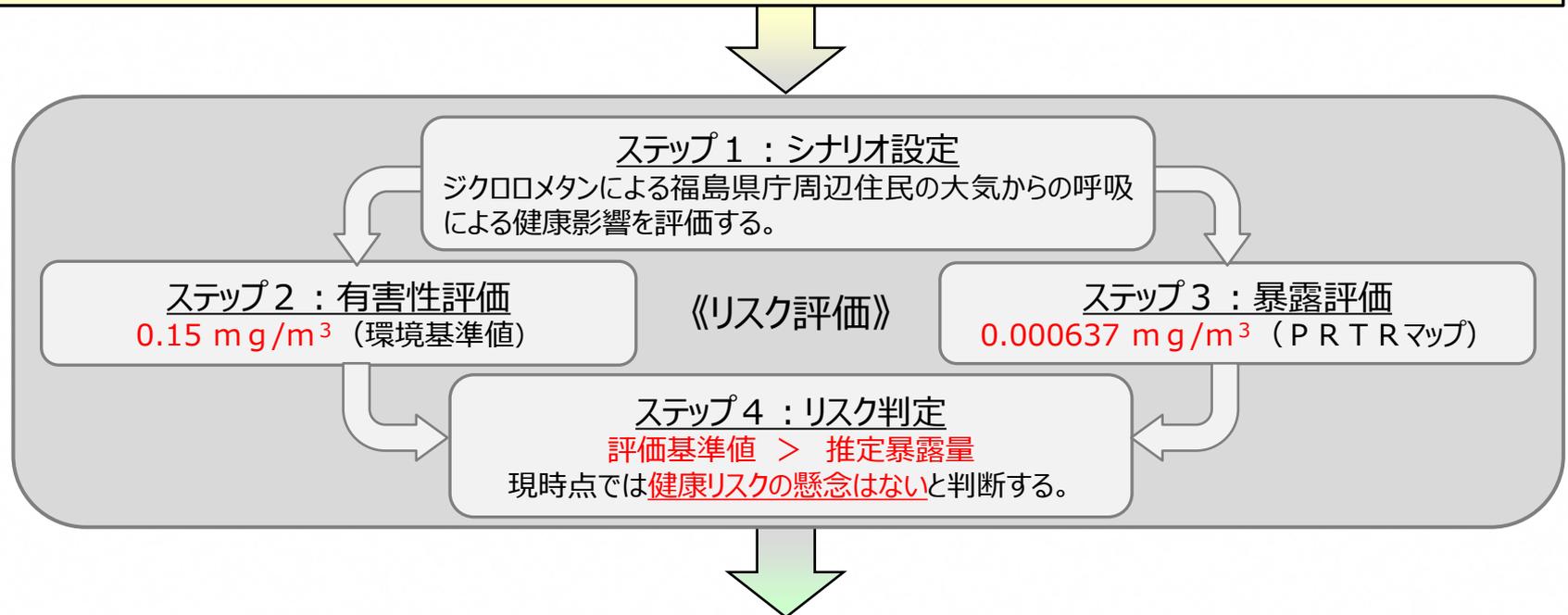


ジクロロメタンのリスク評価のまとめ (福島県庁周辺)

化学物質情報の収集 (取扱い状況の把握)

- 福島県におけるジクロロメタンの排出量は、P R T R 対象物質中45番目に多く、そのほとんどが大気への排出である。
- I A R Cの発がん性評価でグループ2 A (ヒトに対しておそらく発がん性を示す) に分類されているなど、強い有害性を示す。

現時点の排出状況において、福島県民 (福島県庁周辺の居住者) の健康に影響はあるのか。



リスク管理・リスクコミュニケーション

リスク評価の結果、現時点において福島県庁周辺のジクロロメタンによるリスクは許容できる範囲内であり、現状の管理を継続する。

しかし、排出状況は変動するため、ジクロロメタンの大気中濃度の監視を継続的に行う。

また、リスク評価結果については、C S R 報告書や住民説明会等において定期的にわかりやすく紹介する。

リスクに基づく適切な化学物質管理

- 化学物質による人の健康や環境中の生物への影響を科学的手法により明らかにする。（[リスク評価](#)）
- 得られたリスク評価結果からリスクの内容を分析して、リスクが許容できるかどうかのレベル設定を行い、そのリスクを超えないように管理する。（[リスク管理](#)）
- これら一連の情報を根拠を付して、社会に向けてわかりやすく提示する。（[リスクコミュニケーション](#)）

1. 対象とする化学物質を選択する。
有害性、排出量、法制度、社会・経済状況、費用対効果等を考慮。
2. リスクの程度を把握する。… [リスク評価](#)
 - ① リスクの定量的な評価
 - ② 社内、社外の様々な要因の検討
3. 具体的な対策を行う。… [リスク管理](#)
 - ① リスクが懸念される。
⇒ 低減策（施設改修、代替物質、社内体制等）の検討
 - ② リスクが懸念されない。
⇒ 現在の低いリスクを継続するための対策
 - ③ リスクの状況を問わず。
⇒ 住民への情報提供の方法の検討（[リスクコミュニケーション](#)、CSR報告書等）

【参考】リスクコミュニケーションの手法

【化学物質管理におけるリスクコミュニケーションガイド】 (リスコミガイド)

- 化管法制定と共にリスコミが導入されて
20年近くが経過
 - ✓国、自治体、業界団体はその普及に努めてきた
 - ✓ノウハウが蓄積されていった
- リスコミを取り巻く環境は大きく変化
 - ✓情報公開が社会的責任のひとつとしての理解
 - ✓大規模災害リスクへの関心の高まり

<リスコミの企画のための入門書>

- ・自治体や企業のリスコミ担当者などリスコミを企画する側への支援
- ・住民側の視点や役割に関する記述ももりこんでいる
- ・具体的な事例を踏まえた解説書



【ホームページ】

<https://www.nite.go.jp/data/000094804.pdf>

また、リスコミに関しては下のページにまとめております。

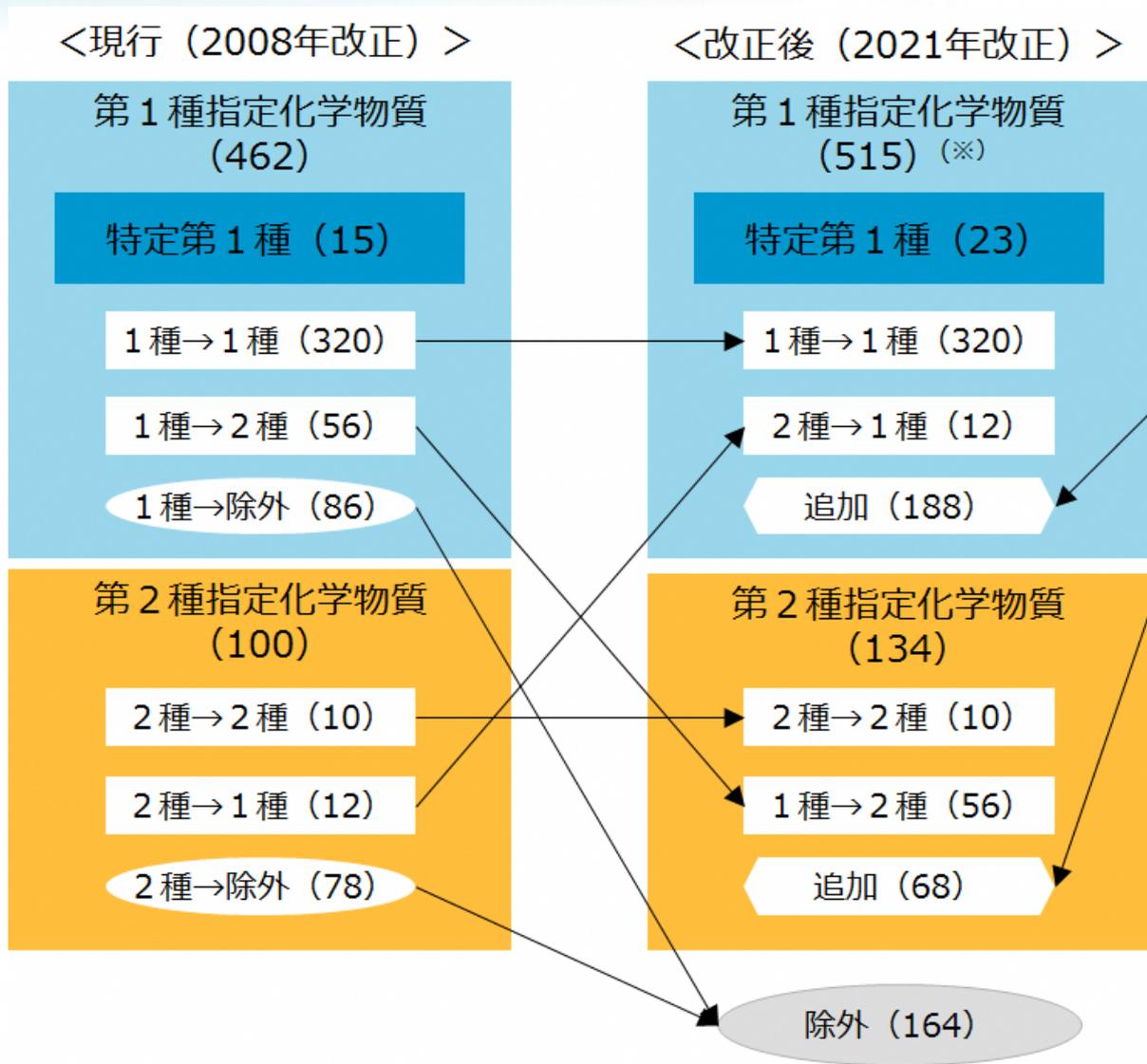
https://www.nite.go.jp/chem/management/rc_index.html

化学物質管理における情報の活用 ～リスク管理とリスクコミュニケーション～

1. 化学物質の『リスク』とは
2. 化管法が制定された背景について
3. SDS制度について
4. PRTRデータの活用
(PRTRマップを使ったリスク評価について)
5. 化管法改正後の留意点
6. (参考) 便利なPRTR電子届出システムのご紹介

化管法改正について

※経済産業省HPから抜粋：
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html



現行化管法対象物質以外の物質 (256)

⚠【注意】⚠
 物質の増減だけではなく、統合（例えば鉛など）された物質や分離された物質があります。物質リスト（次のスライドに掲載しています。）を確認するようにお願いいたします。

化管法対象物質が増加した。

化管法改正について

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

ホーム 経済産業省について お知らせ 政策について 統計

政策について > 政策一覧 > 安全・安心 > 化学物質管理 > 化学物質排出把握管理促進法 > PRTR制度 > 政省令等 > 対象化学物質について - 物質一覧表 -

PRTR制度トップ > 対象化学物質 > 対象事業者 > 排出量等の算出方法 > 届出方法 > 集計結果の公表 > 政省令等

管理番号リスト (新旧対照表)

リストにおける変遷等記号は以下の内容となっています。

- : 除外される物質 (2008第1種 : 86物質、2008第2種 : 78物質)
- (グループ化等、理由) : グループ化、範囲拡大等、新たに管理番号が付与される物質 (9物質)
- ▲ : 2008第1種→2021第2種 (56物質)
- : 2008第2種→2021第1種 (12物質)
- : 特定1種追加 (9物質)
- ★ : 現行指定物質のグループ化、範囲拡大、分離等による新規物質 (7物質)
- : 新規追加物質 (2021第1種 : 188物質、2021第2種 : 68物質、そのうち、制定時物質復活 (一部範囲拡大) : 13物質)
- ◇ : 名称変更 (指定範囲変更なし : ノルマル削除、ウレア→尿素変更、炭化水素鎖表記の統一化)

リスト中「2021 (R3)改正政令番号」の列には、改正政令別表第1の物質 (第1種指定化学物質) については号番号を算用数字のままのの前に「1-」を、同令別表2の物質 (第2種指定化学物質) については号番号を算用数字にして3桁表記にしたもの前記しています。

EXCEL形式 (EXCEL形式 : 109KB)

PDF形式 (PDF形式 : 911KB)

～経済産業省・HP～

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

nite National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

ナイトについて 国際評価技術 バイオテクノロジー 化学物質管理

HOME > 化学物質管理 > 化管法関連情報 > SDS制度 > SDS対象物質とは

SDS対象物質とは

View t

SDS制度の対象となる化学物質は、本法に定める第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質、安全衛生法、毒物及び劇物取締法によってもSDS対象物質が定められています。

化管法対象物質(2021(令和3)年10月20日公布)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(2021(令和3)年10月20日公布)により、対象物質が2023(令和5)年4月1日から変更されます。第一種及び第二種指定化学物質一覧リスト(代表的なCAS登録番号収載)【Excel: 124KB】

<<追記:2021.10.26>>
管理番号598及び599の物質について代表的なCAS登録番号を修正しました。

【参考】2021(令和3)年11月30日確認済みのCAS登録番号のリストを掲載しました。第一種及び第二種指定化学物質一覧リスト(確認済みのCAS登録番号収載)【Excel: 662KB】

～NITE・HP～

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/msds/msmate.html>

nite 物質リストについては経済産業省またはNITEのHPからダウンロードできます！

化管法改正について

管理番号	物質名称	別名	2021 (R3) 改正				
			第一種	特定第一種	第二種	政令番号	
1	鉛の水溶性化合物		●			1-001	●
2	アクリルアミド		●			1-003	●
3	アクリル酸エチル		●			1-004	●
4	アクリル酸及びその水溶性塩		●			1-006	●
5	アクリル酸 (ジメチルアミノ) エチル		●			1-007	●
6	アクリル酸						
7	アクリル酸						
8	アクリル酸						
9	アクリル酸						
10	アクリル酸						
11	アジピン酸						
12	アセトアルデヒド		●	●		1-017	●
13	アセトニトリル						●
14	アセトンシアノヒドリン		●			1-018	●
15	アセナフテン		●			1-019	●
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル						●

前回改正時は、指定物質からの除外に伴い、当該物質以降の物質番号にずれが生じましたが、今回から政令番号とは異なる**“管理番号”**が付与されました。

⇒化管法の政令改正により今後指定化学物質が追加・削除されても、**1 指定化学物質に対応する固有の 1 番号となる管理番号は原則維持されます。(事業者の負担軽減)**

化管法改正について

経済産業省・HPに改正後の物質に関するよくあるご質問が掲載されております。

よくあるご質問

問1
アクリル酸重合体には、アクリル酸重合体の塩やアクリル酸誘導体の重合体が含まれるのでしょうか。

答1
アクリル酸重合体はアクリル酸のみで構成される重合体を指しています。従って、アクリル酸重合体の塩やアクリル酸誘導体の重合体は含まれません。
ただし、アクリル酸重合体の塩の製品としてのSDSは対象外ですが、PRTRの届出において、使用の過程でアクリル酸重合体（H形）に分解するのであれば、アクリル酸重合体（H形）の年間生成量を年間取扱量として届出の必要性を判断してください。

問2
現行対象物質「アクリル酸ノルマルブチル」が改正により「アクリル酸ブチル」（管理番号7）に名称が変更されておりますが、ノルマルが削除されたことによって分枝型の物質も含むことになるのでしょうか。

～経済産業省・HP～

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

NITE・HP(NITE-CHRIP)に対象化学物質の英語リストが掲載されております。

NITE-CHRIP is a database provided information on Risk Assessments and Laws & Regulations, etc., of chemical substances.

Display by Decree number etc

→ Display by CHRIP_ID and CAS RN

Japan: PRTR-SDS Law (from April 2023)

Data Description Category ALL Downloading the search results

<<Previous Page 1-100 / 649 Next Page>> 100 results / page

	JPSN(Japan PRTR-SDS Number)	Classification	Cabinet Order Number	Cabinet Order Name
▶	1	I	1-001	Zinc compounds (water-soluble)
▶	2	I	1-003	Acrylamide
▶	3	I	1-004	Ethyl acrylate
▶	4	I	1-006	Acrylic acid and its water-soluble salts
▶	5	I	1-007	2-(Dimethylamino)ethyl acrylate
▶	6	II	2-001	2-Hydroxyethyl acrylate
▶	7	I	1-009	Butyl acrylate

～NITE・HP(NITE-CHRIP)～

https://www.nite.go.jp/en/chem/chrip/chrip_search/intSrhSpclst?_e_trans=&slScNm=RJ_02_002

ご活用ください！！

化管法改正について

～PRTR制度について～

新規指定化学物質の排出量等の**把握**は**令和5(2023)年4月1日**

// **届出**は**令和6(2024)年4月1日**

からになります。

～SDS制度について～

新規指定化学物質のSDS提供義務は**令和5(2023)年4月1日**から開始されますが、サプライチェーン上の事業者へ情報が行き渡るよう、**可能な限り早期**に新規指定化学物質に対応したSDSの提供をお願いいたします。

制度		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
SDS	指定物質① (改正後対象外)		SDSの提供 (政令改正前(現行)の指定物質であって改正後に対象外となる指定物質)		
	指定物質② (改正前・後も対象)		SDSの提供 (政令改正前後で変更のない指定物質)	SDSの提供 (政令改正前後で変更のない指定物質)	
	指定物質③ (改正後対象)		新旧両方の指定物質を併記したSDSの作成・提供	SDSの提供 (政令改正後の指定物質)	
			SDSの提供準備 (政令改正後に新たに追加となる指定物質のSDS作成・周知)		
PRTR	事業者による把握	2021年度分把握 (政令改正前(現行)の第一種指定物質)	2022年度分把握 (政令改正前(現行)の第一種指定物質)	2023年度分把握 (政令改正後の第一種指定物質)	2024年度分把握 (政令改正後の第一種指定物質)
	事業者による届出・国による公表	2020年度分の届出・公表	届出 → 公表	届出 → 公表	届出 → 公表

経済産業省のHPに『**化管法の政令改正(物質見直し)に伴うSDSの提供について**』掲載されております。
一度目を通していただくことをおすすめいたします！
<<経済産業省HP>>
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html

化管法改正について

今般、改正化管法の
“よくあるお問合せ等”についてまとめた動画を作成し
You Tubeで公開しました！



<<動画URL>>

<https://www.youtube.com/watch?v=rjJefQwgm9M>



当動画では、

○政令改正

○省令改正

についてのポイントとよくあるお
問合せを紹介しております。

最後に PRTRの御担当者の皆様へ・・・

届出システムが2023年4月1日からリニューアルします！

例えば

The screenshot displays the PRTR submission system interface. At the top, the logo 'PRTR 届出システム' is visible. Below it, there are input fields for 'ユーザID' and 'パスワード', both of which are redacted with black boxes. To the right, there is a green button labeled 'AIチャットボット' with the text 'PRTR届出システムに関するご質問に回答します。'. Below the login fields, there are buttons for '実行' and 'キャンセル'. A link below the buttons reads 'パスワードを忘れた場合、またはユーザIDがロックされている場合はこちら'. A dialog box on the left titled 'PRTRパスワードをユーザ自身で初期化できる。' contains instructions for password reset. A dialog box on the right asks '現在ログイン中のユーザです。前のセッションが切断され、入力途中のデータは消去されますがよろしいですか？' with 'OK' and 'キャンセル' buttons. An arrow points from the text 'ユーザ自身でセッションを切れる。' to the session expiration dialog box.

ほかにも便利な機能が実装されます。（今年度内に説明動画公開予定）

電子届出の操作方法等についてYou Tubeで公開しているので是非ご覧下さい！



<<動画URL>>
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLWxWKUOj3xAKkv8NXDjxRL7yII0IG5jZS>

★詳細は、後ほどご紹介いたします。

NITEからの情報提供

化学物質管理に関する情報収集には

メールマガジン【NITEケミマガ】
NITE化学物質関連情報

NITEケミマガ

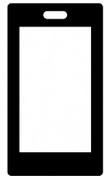
検索

配信登録受付中！

https://www.nite.go.jp/chem/chemimaga/chemimaga_index.html

- ✓ 化学物質管理に関するサイトの新着情報、報道発表情報等を無料で配信するサービスです。
- ✓ 政府、独立行政法人等の公的機関等のホームページから発信された情報をリンクとともに掲載しております。
- ✓ 原則毎週水曜日にお届けします。

NITEからの情報提供



●厚生労働省

【2020/02/03】

- ・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
(ペーパーレス) 資料

→ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09258.html

2月4日 ●欧州委員会(EC) **国内外の公的機関からの情報**

1.食品

・農薬 【2020/02/06】

**(参考) 化管法PRTR物質管理にも役立つ
PRTR電子届出のシステム機能のご紹介**

III を改正す
内分泌かく
するため、
この通報へ

●セミナー情報

- ・欧州における化学物質管理政策最新動向セミナーについて

○環境省 → <http://www.env.go.jp/press/107677.html>

○化学物質国際対応ネットワーク → <http://chemical-net.env.go.jp/seminar20200305.html>

以下の要領で標記セミナーが開催される。

日時：3月5日(木) 13:00-15:30 (12:15から受付開始)

場所：東京大学伊藤国際学術研究センター(地下2階 伊藤謝恩ホール)
(東京都文京区本郷 7-3-1)

主催：環境省/化学物質国際対応ネットワーク

プログラム(予定)：

セミナー情報

※バックナンバー【キーワード検索も可能】

<https://www.nite.go.jp/chem/shiryo/chemimaga.html>

化学物質管理における情報の活用 ～リスク管理とリスクコミュニケーション～

1. 化学物質の『リスク』とは
2. 化管法が制定された背景について
3. SDS制度について
4. PRTRデータの活用

(PRTRマップを使ったリスク評価について)

5. 化管法改正後の留意点

4月からの届出に向け

6. (参考) 便利なPRTR電子届出システムのご紹介

PRTRの届出って**正直面倒**、 電子届出は**操作が難しい**、 と思っているあなたに・・・



PRTR排出量等の届出って、必要なのはわかるけど、**毎年、同じ会社情報を記入した届出書を作るのは面倒ね・・・。**

ワンクリックで届出できる、電子届出があるのは知っているけれど、**操作が複雑なんじゃないかなあ。**



PRTR排出量等届出とは・・・

- ・事業所ごとに、4月から1年間の化学物質の環境への排出・移動量を把握。
- ・翌年度の届出期間（4 - 6月）に、自治体経由で国へ提出が必要。



是非、知っていただきたい情報を、詰め込みました！！

電子届出を開始するのは面倒なのでは？？？

事業者

書面による
使用届出

申請用紙※は

(PDF版)<https://www.nite.go.jp/data/000008923.pdf>

(Word版)<https://www.nite.go.jp/data/000008921.doc>

からダウンロードできます！

※申請用紙 = 使用届出 = 電子情報処理組織使用届出書

使用届出

登録情報(IDなど)

都道府県等



使用届出を都道府県に提出することで、登録できる！

(提出方法は自治体にもよりますが、郵送などで行えるため直接行かなくても問題ありません！)

その後・・・



事業者

都道府県



詳細については後半のシステム
改修ポイントにて説明します。

※クライアント証明書の登録が今年度からなくなりました。

・・・インストール済みの証明書について 特に何の操作をしていただかなくても、問題無く届出いただけます。

思ったより簡単だ！



電子届出のメリット(届出書作成時点)

届出書作成時は、『届出者の情報』、『事業所の情報』、
(昨年度も届出している場合)『別紙の情報』が入っているので**作成がとても簡単!**

＜届出者＞		
(ふりがな) 住所	郵便番号	〒 151 - 0066 (半角数字) 【必須】 <input type="text"/> 住所検索
	(ふりがな)	とくきょうと (全角かな) 【必須】
	都道府県名	東京都 ▼ 【必須】
	(ふりがな)	しぶやく (全角かな) 【必須】
	市区町村名	渋谷区 ▼ 【必須】
	(ふりがな)	にしはら2ちょうめ (全角かな) 【必須】
	町域名以下	西原2丁目 (全角) 【必須】
	(ふりがな)	どくりつぎょうせいほうじんせいひんひょうかぎじゅ (全角かな) 【必須】
	氏名 (法人にあっては名称)	独立行政法人製品評価技術基盤機構 (全角) 【必須】
	(ふりがな)	りじちょう (全角かな) 【必須】
氏名 (法人にあっては代表者の役職)	理事長 (全角) 【必須】	
(ふりがな)	はせがわ ふみひこ (全角かな) 【必須】	
氏名 (法人にあっては代表者の氏名)	長谷川 史彦 (全角) 【必須】	
＜代理人＞		
(ふりがな)	<input type="text"/> (全角かな)	
役職	<input type="text"/> (全角) ※化学物質の管理責任者以上の役職に限ります(工場長等)。	
(ふりがな)	<input type="text"/> (全角かな)	
氏名	<input type="text"/> (全角)	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。 ※本項目(「前回の届出における名称」は除く。)は把握対象年度の4/1時点の情報を入力してください。 ※変更があった場合は事前に「電子情報処理組織変更届出」が必要となります。		
＜事業所の概要＞		
(ふりがな)	せいほうじんせいひんひょうかぎじゅつきほんきこう (全角かな) 【必須】	
事業者の名称 (前年4/1時点)	独立行政法人製品評価技術基盤機構 (全角) 【必須】	

毎回同じ情報を入力しなくても大丈夫!!



例えば・・・ 電子届出のメリット(届出書作成時点)

過去の届出と比較し疑義があった場合、警告が表示される。

例えば・・・ (去年の値より約1000倍の数値を入力した場合)

問題なし 画面上で修正 一時保存

別紙番号：001 大気への排出 : 『9902：同物質の昨年度の排出量・移動量より大幅に増加しています。単位換算に間違いがないか念のためご確認ください。』

確認事項へのコメント
(事業者)

担当者が単位を誤って登録した場合、ここで間違いに気づけるかも？

例えば・・・ (誤って取扱量を入力してしまった場合)

問題なし 画面上で修正 一時保存

別紙番号：001 大気への排出 : 『9901：化学工業における昨年度の排出量・移動量の最大値を超えています。入力間違いがないか念のためご確認ください。』

確認事項へのコメント
(事業者)

確認を求められることで、誤りに気づけるチャンスが！

例えば・・・ 電子届出のメリット(届出書作成時点)

記入漏れがあった場合、警告が表示されます！

・ APL.E2215:廃棄物の事業所外への移動量を入力した場合は、廃棄物の処理方法又は廃棄物の種類を1個以上選択してください。

□ 当該事業所の外への移動 (イ以外)	10 (半角数字) 【必須】		
	廃棄物の処理方法 (複数選択可)		
当該第一種指定化学物質を含む 廃棄物の処理方法又は種類	<input type="checkbox"/> 01 脱水・乾燥	<input type="checkbox"/> 04 中和	<input type="checkbox"/> 07 その他
	<input type="checkbox"/> 02 焼却・溶融	<input type="checkbox"/> 05 破碎・圧縮	
	<input type="checkbox"/> 03 油水分離	<input type="checkbox"/> 06 最終処分	
	廃棄物の種類 (複数選択可)		
	<input type="checkbox"/> 01 燃え殻	<input type="checkbox"/> 10 動植物性残さ	
	<input type="checkbox"/> 02 汚泥	<input type="checkbox"/> 11 動物系固形不要物	
	<input type="checkbox"/> 03 廃油	<input type="checkbox"/> 12 ゴムくず	
	<input type="checkbox"/> 04 廃酸	<input type="checkbox"/> 13 金属くず	
	<input type="checkbox"/> 05 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	
	<input type="checkbox"/> 06 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 15 鉱さい	
	<input type="checkbox"/> 07 紙くず	<input type="checkbox"/> 16 がれき類	
	<input type="checkbox"/> 08 木くず	<input type="checkbox"/> 17 ばいじん	
	<input type="checkbox"/> 09 繊維くず	<input type="checkbox"/> 18 その他	

**電子届出の場合、入力漏れ
があると届出ができないため、
記入漏れの心配がない！**

これがもし書面届出の場合・・・
最悪の場合、もう一度別紙を作成し
自治体に提出しないといけなくなる！？



例えば・・・電子届出のメリット(届出書作成時点)

自動的に有効数字を2桁に変換してくれます！！

号 番 号			
⊕ [REDACTED] 入力された値『6210』は『6200』に変換されます。 <input type="button" value="OK"/>			
<排出量>			
<input checked="" type="checkbox"/> イ 大気への排出	<input type="text" value="6210"/>	(半角数字) 【必須】	
<input type="checkbox"/> ロ 公共用水域への排出	<input type="text"/>	(半角数字) 【必須】	排出先の河川、湖沼、海域等の名称 <input type="text"/>

～排出量・移動量の届出書への記入に際して～

排出量及び移動量は有効数字2桁で記入してください。

排出量等の算出結果を2桁表示にする際は、以下の例を参考にしてください。

ダイオキシン類以外の場合		ダイオキシン類の場合	
算出結果 (生データ)	算出結果の 有効数字2桁表示	算出結果 (生データ)	算出結果の 有効数字2桁表示
0.0493	0.0	0.0493	0.049
0.0926	0.1	0.0926	0.093
0.302	0.3	0.302	0.30
4.75	4.8	4.75	4.8
9.98	10	9.98	10
12.2	12	12.2	12
1,875	1,900	1,875	1,900
2,141	2,100	2,141	2,100
9,869	9,900	9,869	9,900
9,987	10,000	9,987	10,000
10,234	10,000	10,234	10,000
10,766	11,000	10,766	11,000

※ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質の排出量又は移動量が1kg未満の場合、

小数第2位を四捨五入して得られた数値を記入してください。

【参考】届出の手引き4 2ページ
排出量等の数値は有効数字2桁で
記載する必要があります。

詳細については

『届出の手引き』

と検索すると上位に表示されますので、
そちらからご確認いただくか、下の
URLからご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/pdf/tebiki/R2tebiki_download_all.pdf

よくある質問



今年度は取扱量が少なかったため、**届出は不要**。
でも、届出しないのは不安だな…。どうしよう…。
国(自治体)には届出不要の連絡したいけど。

その悩み…

電子届出なら解決できます！

自治体（国）からの
問合せも減ります！

『**お知らせ登録**』を行うことで、自治体（国）に、
何故届出が不要なのかを連絡できます！！

<事業所情報>	
事業者名	A株式会社
事業所コード	J200411000204
事業所名	A 1 事業所
事業所所在地	〒338-0822 埼玉県さいたま市桜区中島△丁目△番△号
メモ切替の排出把握年度: 2010	
お知らせ状態:	届出対象外理由: ※届出対象外の場合のみ選択してください。
自治体へのお知らせ	添付ファイル: 参照... ファイルが選択されていません。
内部メモ (他ユーザは参照不可)	添付ファイル: 参照... ファイルが選択されていません。

お知らせ状態:
届出対象外理由: 取扱量が規定量未満 ※届出対象外の場合のみ選択して
添付ファイル: 参照... ファイルが選択されていません。
自治体への連絡

他にも内部メモが残せるので、担当者が変わっても引継が簡単♪



照会があった場合の対応について

電子届出の場合・・・

-----Original Message-----
From: info_prtr@nite.go.jp <info_prtr@nite.go.jp>
Sent: [REDACTED]
To: [REDACTED]
Subject: [3607408]PRTR 届出システムからのお知らせ（排出量等届出－照会）

令和2年9月3日

[REDACTED] 株式会社
[REDACTED] 様

[REDACTED] 市から以下の化管法第5条第2項に係る届出について照会があります。
システムにログインして照会内容をご確認の上、システム上で処理を行ってください。

整理番号：E [REDACTED]
事業所名： [REDACTED]

届出書（整理番号： [REDACTED]）
2022年05月09日 11:07 静岡県 → [REDACTED] 株式会社 照会

対象	項目名	項目内容	照会内容
全体	全体		事業所の概要欄は2022年4月1日時点の情報となります。 事業所の所在地が前年度と異なります。 前年度：西原〇丁目〇番地 今年度：森ヶ間△丁目△番地 移転、または住所表記の変更があったのでしょうか。
別紙 全体	別紙全体		〇〇については、沸点が××℃の高沸点物で、蒸気圧ほとんどなく、通常では蒸発することはほとんどない物質です。 また、非常に反応性が高いためスクラバーなどの処理装置で容易に除去され、あるいは空気中の湿気なども容易に反応し、届出対象外の別物質に変化します。 大気排出量について誤りがないか再度ご確認くださいませでしょうか。

添付ファイル：

デフォルトでメール設定されているので、自治体から照会があれば**すぐに**通知が届き、照会内容もシステムから**すぐに**確認ができ、**すぐに**回答ができる。

一方、書面届出の場合・・・



○×反応が考えられるから廃棄物は
△□！？
専門家でないのでわからない！！

専門的な照会を電話で説明されるので、回答するのが難しいケースもある。

電子届出ご利用時に、便利な発信情報やツールのご紹介 ～No.1 Youtube操作説明動画3部作～

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html

『PRTR 電子 初めて』
と検索すると当該ページが上位に表示されます。

HOME > 化学物質管理 > 化管法関連情報 > PRTR制度(届出関連) > PRTR制度

PRTR制度 電子届出が初めての方へ

電子届出を始めるために必要な手続、届出方法についてのページです。
PRTR届出システムへのログインページは[こちら](#)

PRTR届出システムで電子届出を提出する際の操作方法を[動画](#)にて公開しております。

メニュー

1. インターネットに接続可能なパソコンを用意
2. 事前届出書の提出
3. ユーザID・初期パスワードの受領
4. PRTR届出システムへのログインと届出書の作成、届出(届出)
5. PRTR届出システム操作マニュアル
6. 操作デモ
7. よくある質問(Q&A)
8. PRTR電子届出の操作方法(YouTube)

1 インターネットに接続可能なパソコンを用意

化管法関連情報

化管法 法律条文、関連資料

PRTR制度(届出関連)

PRTR制度(届出関連) (改正前)

PRTR制度 届出対象事業者の判定

PRTR制度 PRTR対象物質

PRTR制度 排出量算出方法

PRTR制度 化管法に基づく届出に関する情報

PRTR制度に関するその他の情報

PRTR制度(データの参照と活用)

SDS制度



分野サイトマップ

注目コンテンツ



化学物質管理センターの
取組・成果(ニュースリリース等)

電子届出ご利用時に、便利な発信情報やツールのご紹介

～No.1 Youtube操作説明動画3部作～

PRTR電子届出の手続きから申請までの流れについて（入門編）

＜＜初めての方向け＞＞

電子届出のシステムを利用するための申請書はどこからダウンロードできるのかを検索サイトのところから実際に操作しご説明。また、初めてログインをしてから届出をするまでの流れも実際に操作をしてご紹介。

PRTR電子届出の手続きから申請までの流れについて（実践編）

＜＜利用されたことがある方向け＞＞

利用申請をしたときの情報から変更があった（例えば代表者、担当者が変わった等）場合の、手続き等や、燃料小売業の届出方法などご紹介

PRTR電子届出の手続きから申請までの流れについて（解決編）

＜＜警告メッセージの対応方法がわからない方向け＞＞

PRTR届出システム利用中に、時々警告メッセージが表示された場合の対応方法等について事例形式でご紹介（FAQからよくあるご質問を抜粋し作成）

＜＜電子届出が初めての方へ＞＞

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

＜＜PRTR電子届出の操作方法(説明動画プレイリスト)＞＞

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLWxWKUOj3xAKkv8NXDjxRL7yII0IG5jZS>

実際の画面

https://www.youtube.com/playlist?list=PLWxWkUOj3xAKkv8NXDjxRL7yII0IG5jZS

検索

nite PRTR 電子届出の操作方法 (入門編) (独)製品評価技術基盤機構(NITE) すべて再生

PRTR電子届出の操作方法

3本の動画・1,229回視聴・本日更新

PRTR電子届出の操作方法を説明した動画になります。

【PRTR届出システムチャットボット】
PRTR届出システム（電子届出）の操作に関するよくある質問にチャットでお答えします。ご活用下さい。
<https://nite-chem-c.ai-q.biz/o-1Y2u7p...>
※こちらをクリックすると、チャット画面が開きます。電話でのお問合せ時間外でもご利用になれます。

1 PRTR電子届出の操作方法 (入門編) NITE official 15:43

2 PRTR電子届出の操作方法 (実践編) NITE official 25:45

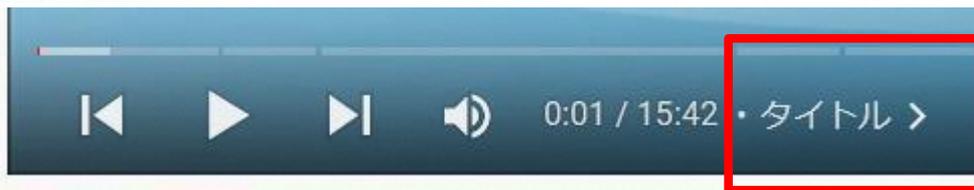
3 PRTR電子届出の操作方法 (解決編) NITE official 25:30

3種類あります!
(詳細は前のスライドへ)

PRTR電子届出の操作方法 (再生リスト)

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLWxWkUOj3xAKkv8NXDjxRL7yII0IG5jZS>

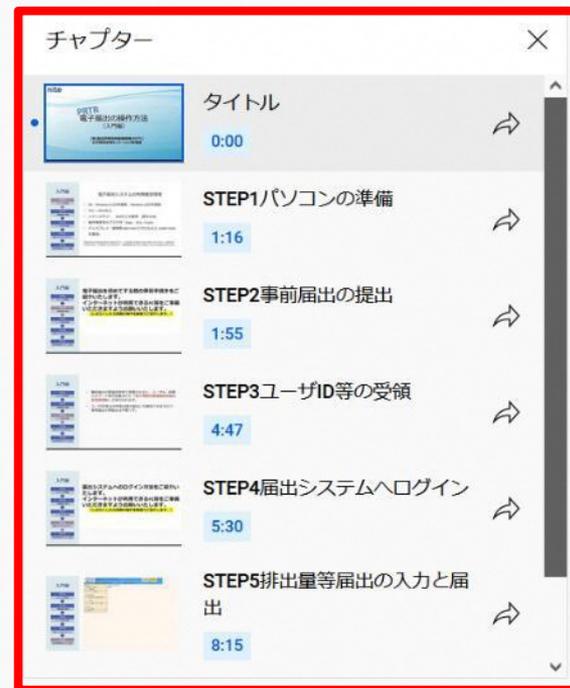
<<参考：YouTubeのチャプター（章区切り）機能について>>



再生ボタン右側の**チャプタータイトル**をクリックすると……



右側にチャプターが表示されます。



<<参考：動画の内容について>>

～入門編～

https://www.youtube.com/watch?v=mWA32a_TXDY&list=PLWxWКУOj3xAKkv8NXDjxRL7yI0IG5jZS&index=1

- 1:16-1:54:STEP1パソコンの準備
- 1:55-4:46:STEP2事前届出の提出
- 4:47-5:29:STEP3ユーザID等の受領
- 5:30-8:14:STEP4届出システムへログイン
- 8:15-14:59:STEP5排出量等届出の入力と届出

～実践編～

<https://www.youtube.com/watch?v=Hduh-GjLWwY&list=PLWxWКУOj3xAKkv8NXDjxRL7yI0IG5jZS&index=2>

- 0:50-08:15:過去に届出をしている場合の届出の流れ
- 8:16-10:50:XML形式のファイルを読み込んで届出する場合
- 10:51-17:11:会社名や担当者など登録情報を変更する場合
- 17:12-(残り):登録済みの事業所情報を変更・削除する場合

～解決編～

<https://www.youtube.com/watch?v=UyNXXjGg2Ys&list=PLWxWКУOj3xAKkv8NXDjxRL7yI0IG5jZS&index=3>

- 0:47-2:41 : ユーザID・パスワードが分からない (一致しない)
- 2:42-3:56 : ログイン時にロックがかかってしまったとき
- 3:57-8:37:本紙の入力中にメッセージが表示されたとき
- 8:38-11:10:別紙の入力ができないとき
- 11:11-14:55:間違えて届出してしまったとき (内容を変更したい)
- 14:56-20:47:照会が届いた場合の回答手順
- 20:48-23:24:変更した登録情報が反映されていないとき
- 23:25-25:29:登録している事業所が届出対象外になったとき

電子届出ご利用時に、便利な発信情報やツールのご紹介

～No. 2 PRTR届出システムチャットボット（※）～



The image shows the main content area of the NITE website. On the left is a '重要なお知らせ' (Important Notices) section with a list of dates and links. Below it is an 'お知らせ' (News) section with a similar list. In the center is a '注目コンテンツ' (Featured Content) section with three items: '化学物質管理センターの取組・成果(ニュースリリース等)', 'PRTR届出システムチャットボット' (highlighted with a red box), and '化学物質の安全管理に関するシンポジウム'. On the right is a '分野サイトマップ' (Field Site Map) section with a list of links. A large, stylized graphic with the text 'ここをクリック' (Click here) is overlaid on the page, with an arrow pointing to the 'PRTR届出システムチャットボット' link in the '注目コンテンツ' section. A hand holding a computer mouse is also shown pointing towards the highlighted link.

電子届出ご利用時に、便利な発信情報やツールのご紹介 ～No.2 PRTR届出システムチャットボット～

Q PRTR届出システムチャットボット



こんにちは。質問を入力してください。



操作方法



操作方法についてですね。
操作方法は、(1)操作マニュアル または (2)操作説明動画からご確認ください。
また、よくある質問についてもQ&A形式でまとめておりますのでご確認ください。

解決しましたか？

はい いいえ

操作方法を確認したい場合、どこを見たらいいかすぐわかります！是非ご利用ください。

届出に関してよくある間違いについて

事業所の名称が提出日時点になっている。(特に書面届出が多い)

様式第1 (第5条関係) 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書 令和4年4月1日
経済産業大臣(神奈川県知事) 殿

届出者	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-2-2 霞ヶ関株式会社 代表取締役社長 環境 太郎 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
-----	---

提出日時点の情報を記載する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業所において常時使用される従業員の数
	霞ヶ関株式会社	藤沢第一工場	神奈川県藤沢市 朝日町×-×	10 人

把握年度4月1日時点の情報を記載する。
(令和5年の届出なら令和4年4月1日時点)

システムからできます!

電子届出の場合……

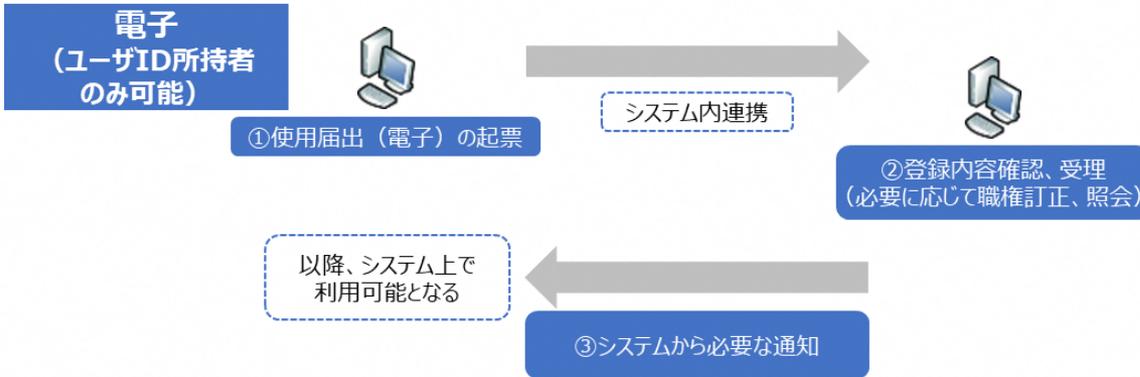
使用届出情報※の変更手続きを適切に行っていれば、自動的に正しい情報が反映される。

※使用届出情報とはユーザIDに登録されている届出者の情報や担当者などの情報のこと

約2か月後!

PRTR届出システムが2023年4月リニューアルします

その1：既にユーザIDを所有している場合、届出先追加の申請が（届出システム内の手続き）で完結します！



既にユーザIDを所持している事業者が、別の届出先（都道府県または委任市）を追加する場合は、全て(電子による使用届出提出～受理～ID発行通知まで)システムからできるようになります。

<画面のイメージ>

表示色説明	
照会あり	
保留	
受付番号について	
届出種別(1文字目)	使用届出:U 使用届出変更届出:C 使用届出:D
みなし届出(9文字目)	市区町村合併に伴う住所表記変更:M ※みなし届出は平成22年度までの対応
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> <p><登録情報：届出情報></p> <p>届出先 <input type="text" value="北海道知事"/></p> <p>提出日 月 30 日 日</p> </div>	
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>使用届出が未提出である自治体へ事業所を追加する場合は こちら</p> </div>	
<input type="button" value="全選択"/> <input type="button" value="選択解除"/>	
<input type="button" value="登録情報の変更"/> <input type="button" value="戻る"/>	
届出先	変更日
受付番号	届出先
届出種別	届出種別
届出日	届出日

約2か月後!

PRTR届出システムが2023年4月リニューアルします

その2：ユーザ自らアカウントロック解除等ができるようになります

誤ってブラウザバックをした場合でも、現行では15分のセッション切断を待つか、システムサポートに連絡するしかありませんでしたが、来年度からご自身でセッションを解除（＝現行のように**15分間待たず、すぐに使用**）できるようになります。

また、セッション時間が15分から2時間に延長され、入力データの消失の機会が減ります。

※パスワードを忘れた場合の初期化もユーザ側で行うことができます。

<画面のイメージ>

The screenshot shows the PRTR submission system login page. At the top, the PRTR logo and '届出システム' (Submission System) are displayed. Below the logo are input fields for 'ユーザID' (User ID) and 'パスワード' (Password), both of which are redacted with black boxes. There are '実行' (Execute) and 'キャンセル' (Cancel) buttons. A link below the buttons reads 'パスワードを忘れた場合、またはユーザIDがロックされている場合は [こちら](#)' (If you forgot your password or your user ID is locked, click [here](#)). In the top right corner, there is a green box for 'AIチャットボット' (AI Chatbot) with the text 'PRTR届出システムに関するご質問に回答します。' (We will answer your questions about the PRTR submission system). A white dialog box is overlaid on the right side of the page, containing the text: '現在ログイン中のユーザです。前のセッションが切断され、入力途中のデータは消去されますがよろしいですか?' (You are currently logged in. The previous session has been terminated, and input data in progress will be deleted. Is it all right?). Below the dialog box are 'OK' and 'キャンセル' (Cancel) buttons. On the left side, a blue box contains the text 'PRTRパスワードをユーザ自身で初期化できる。' (PRTR password can be reset by the user themselves). Below this, a smaller box titled '【COM00012:パスワードを忘れた方へ】' (For those who forgot their password) lists instructions: 'パスワードを再設定するユーザIDを入力してください。' (Please enter the user ID to reset the password.), '「メールを送信する」ボタンをクリックすると、入力したユーザIDで登録されているメールアドレスにパスワード再設定用URLが送信されます。' (When you click the 'Send email' button, a password reset URL will be sent to the email address registered with the user ID you entered.), 'メールで受信したパスワード再設定用URLより、パスワードの再設定を行ってください。' (Please reset your password using the password reset URL received by email.), and 'パスワードを変更しない場合、「キャンセル」ボタンをクリックしてください。ログイン画面へ戻ります。' (If you do not want to change your password, click the 'Cancel' button. You will return to the login screen.). An arrow points from the 'パスワードを忘れた場合...' link to the dialog box. At the bottom right, the text 'ユーザ自身でセッションを切れる。' (You can end the session yourself.) is displayed. The Adobe Reader logo is visible at the bottom center of the page.

約2か月後!

PRTR届出システムが2023年4月リニューアルします

そのほか...

- 👉 クライアント証明が不要になりました。※2022年度から2022年度から、クライアント証明を登録しなくても届出システムを利用することができるようになりました。
- 👉 様式の改正への対応 (管理番号、法人番号、メールアドレスの追加など) 2023年度までに電子届出を実施すると2024年度届出の際に前年度届出した事項が自動で反映されます。※一部統合・分離があった物質は除く
- 👉 燃料小売算出が届出システムに実装されます

<画面のイメージ>

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

別紙追加 **燃料小売業者向けの排出量算出**

別紙番号: 001 管理番号: 080 キシレン 変更 別紙削除

ページの先頭へ ページの最後へ 前の別紙へ 次の別紙へ

別紙番号	001
<第一種指定化学物質の名称並びに管理番号>	
第一種指定化学物質の名称	キシレン
第一種指定化学物質の管理番号	080
単位	kg

ココをクリック

入力

油種	受入時 ※単位はキロリットルです		給油時 ※単位はキロリットルです	
	受入量 (kl/年度)	ペーパー回収設備	給油量 (kl/年度)	ペーパー回収設備
プレミアムガソリン	<input type="text"/> kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	<input type="text"/> kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
レギュラーガソリン	<input type="text"/> kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	<input type="text"/> kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
灯油	<input type="text"/> kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	<input type="text"/> kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

排出量を算出する 入力情報をクリア キャンセル

ココをクリック

<算出結果>

第一種指定化学物質	排出量 (kg)			合計排出量※ (※紙[(イ)次頁への排出]欄を記入する積値)	届出の要・不要	合計取扱量 (t/年度)
	プレミアムガソリン	レギュラーガソリン	灯油			
053 エチルベンゼン	0.03251	0	0	0.03251	別紙不要	0.42
080 キシレン	0.1134	0.0123	0.000055	0.125755		3.1938
296 1,2,4-トリメチルベンゼン	0.04579	0.0029985	0.0000275	0.048816		3.11896
297 1,3,5-トリメチルベンゼン	0.01065	0	0	0.01065	別紙不要	0.504
300 トルエン						12.59088
392 ノルマルヘ						1.36488
400 ベンゼン						0.41904

別紙作成を押下すると別紙情報に反映

※届出様式に記載する場合は、排出量の有効数字は2桁とすること。ただし、排出量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。

算出結果から別紙を作成する キャンセル

約2か月後!

PRTR届出システムが2023年4月リニューアルします

別紙の数値をすべて0.0と入力するボタンができました。

<画面のイメージ>

<第一種指定化学物質の名称並びに政令番号>

第一種指定化学物質の名称	001:亜鉛の水溶性化合物 [必須]	ボタンを押下するとすべて0.0が入力されます。
第一種指定化学物質の号番号	001 <input type="text" value="×"/> [必須]	

単位 kg mg-TEQ

排出量・移動量に「0.0」を設定 ・ 排出量・移動量の未入力欄に「0.0」が設定されます。
(※既に入力済みの項目は変更されません。)

届出ボタンの押し忘れを防ぐ機能を実装しました。

届出したタイミングでシステムから登録しているメールアドレスに通知がきます。

また、一時保存をした場合、届出が完了するまでトップ画面に要処理件数としてカウントされます。

メニュー	【NITEからのお知らせ】		
1. 排出量等届出管理	<input type="button" value="再表示"/>		
1-1. 排出量等届出			
1-2. ファイル・帳票出力			
2. 使用届出管理	排出把握年度	要処理件数	未処理照会件数
2-1. 登録情報変更(担当者、事業者情報等の変更)	排出量等届出	2023	1
2-2. ユーザの削除(廃止届出)	使用届出		1

要処理件数には未処理照会件数と最新把握年度の入力途中(照会の回答入力途中を除く)の件数を足した件数を表示しています。未処理照会件数は要処理件数の内数。

また、“入力完了”を押下したら届出が完了したと勘違いされる事業者が多かったため、

ボタンの名前を“入力内容確認画面へ”に変更しました。



※注意※

こちらの画面はすべてイメージです。実際の改修後の画面とは少し異なる可能性があります。

これからも、より使い易い届出システムの運用や、
そのための情報発信を続けていく予定です。

2023年4月リニューアルにより更に使い易くなる
電子届出を、是非ご利用下さい。

<<お問合せ先>>

ナイト
(独)製品評価技術基盤機構 (NITE) 化学物質管理センターリスク管理課

電子届出や届出作成支援
システムについて
PRTRシステムサポート
TEL : 03-5465-1683
E-mail : info_prtr@nite.go.jp

電子届出が初めての方へ
PRTR 電子化支援窓口
TEL : 03-5465-1683
E-mail : prtr_td@nite.go.jp

物質や算出方法等について
PRTR サポートセンター
TEL : 03-5465-1681
E-mail : support_prtr@nite.go.jp

令和3年度に改正された化管法政省令に関連した問合せのポイントをまとめた、
改正後化管法説明動画(YouTube)も、12月から公開中です。ご活用下さい。

<https://www.youtube.com/watch?v=rjJefQwgm9M>

ご清聴ありがとうございました。

— 安全とあなたの未来を支えます —

nite National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

<https://www.nite.go.jp/chem/index.html>